

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（19）
2. 日時：令和2年10月28日 14時00分～16時45分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官、片桐主任安全審査官、皆川主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、土居安全審査専門職、西澤原子力規制専門員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長、他1名

原子力本部 原子力部 部長、他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】（O2-E-D-01-0045_改0）
- （2）基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】（O2-E-D-01-0046_改0）
- （3）基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】（O2-E-D-01-0047_改0）
- （4）基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶解炉心を冷却するための設備】（O2-E-D-01-0048_改0）
- （5）基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】（O2-E-D-01-0049_改0）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	お願いいたします。
0:00:03	はい、東北電力のミノでございます。本日は各地机上のSA関係のですね、基本設計方針について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
0:00:15	資料のほうは全部で5種類となっております。
0:00:18	ネット確認いたしますが、一番としまして、資料名称が基本設計方針に反する説明資料第63条
0:00:29	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備と
0:00:33	資料ナンバーとしまして見方を通行で010045末尾が45のものでございます。
0:00:43	2番としまして、同じく64条、原子炉格納容器内の冷却等のための設備面資料番号の方が次の46でございます。
0:00:56	それ三つ目三番としまして、65条、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備で資料番号の方が末尾の47でございます。
0:01:08	4番としまして、66条、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備ページ資料番号が末尾の48でございます。
0:01:21	英語版としまして67条、水素爆発による原子炉格納容器の容器の破損を防止するための設備で資料番号のほう、まずミノ49番でございます。資料のほうは五つでございます。それと過不足等ございませんでしょうか。
0:01:42	。
0:01:43	ありがとうございました資料のほう過不足ございませんでしたので、それでは一番の資料から御説明のほうをお願いいたします。
0:01:56	はい、東北電力のオクと申します。それでは一番の資料63条、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の方からご説明させていただきたいと思えます。資料説明の流れといたしましては、前回、
0:02:11	同様に、都産他社との3社比較表において赤字となっている設備等の設計方針の相違となっている箇所につきまして、重点的に御説明させていただきます。
0:02:24	それでは一番の資料で2ページ目から説明を行います。
0:02:29	まず2ページ目が残留熱除去系の中の原子炉停止時冷却モードに関する設計方針です。
0:02:36	こちらのページにつきましては、基本的に緑色ということで記載方針の相違であったり、モード名称のそういった終わってございますので、詳細は割愛いたします。

0:02:46	なおこちら 6314 番、62 条 58 番のように流動に関する基本設計方針ございますが、前回の筆記ヒアリングにおいての流量の記載の基本設計方針についてコメントを受けてございましたので、
0:03:02	従来は社内のほうで記載検討中でございますが、後程
0:03:08	そのコメント回答等の場において、回答させていただければと思います。
0:03:13	またホームページの一番下のところに柏崎との比較ということで、柏崎の幹される部分もありますというに関する設計方針でございますが、女川のほうでは残留熱除去系の運転モードごとに章立てて記載してございまして、
0:03:30	こちらの文章はまた別途、記載されるということで記載値が相違しているというふうになってございます。
0:03:37	続きまして 3 ページ目です。3 ページ目につきましても先ほどと同様に、柏崎等の記載値の相違と、あと表現の相違のみとなっておりますので詳細は割愛いたします。
0:03:50	続きまして 4 ページ目になります。
0:03:52	4 ページ目は格納容器スプレイ冷却モードとなります。これにつきましてもモード名称だったり表現の相違のみとなっておりますので、詳細は割愛いたします。
0:04:07	続きまして 5 ページ目になりますと 5 ページ目は残留熱除去系のサプレッションプール水冷却モードに関する設計方針でございます。
0:04:17	こちらモード名称のそういったや表現の相違のみとなっておりますので、詳細は割愛いたします。
0:04:26	続きまして 6 ページ目になりますと 6 ページ目からは、原子力駅フィルタベント系の設計方針となります。
0:04:34	まずあった時の箇所でございますが、63 条の 5 番の基本設計方針において、系統設計流量が女川と東海第 2 のほうで設計が異なるというところで赤字で記載してございます。
0:04:50	また、ホームページの一番下の文章の部分で、フィルタ装置の設計につきましてデイトナ側では、フィルタ装置 3 台を並列に設置する設計となっております、東海第 2 棟サブがございましてこちら赤字としてございます。
0:05:07	続きまして 7 ページ目になりますと 7 ページ目につきましては先ほどの続きの部分と、
0:05:14	いかに赤字となる部分はございませんので詳細は割愛いたします。
0:05:19	希望です。
0:05:21	また箇所、63 条九番の基本設計方針につきまして、

0:05:26	と柏崎と記載方針異なる部分がございますが、女川では 63 条の技術基準要求の解釈によって 65 条のフィルタベント系の設計を準用することという要求を踏まえまして、
0:05:42	今回、フィルタベント系の基本設計方針と 65 条と同様の設計記載としてございまして、当柏崎と記載が一部異なる箇所がございます。
0:05:55	続きまして 8 ページ目になります。
0:05:58	8 ページ目につきましては、緑字の記載方針の相違のみとなっておりますので詳細は割愛いたします。
0:06:08	続きまして 9 ページ目になります。
0:06:10	9 ページ目、赤字がついている箇所。
0:06:14	まず柏崎と災害部分ある部分がございます、遠隔手動弁
0:06:20	そう差設備の
0:06:22	分の 3 がございますがこちらへ女川のほうではすべて電動弁のみを設置してございまして、柏崎は空気弁が空気作動弁があるというところで、こちら設計の差異となっております。
0:06:35	また 60、真ん中の 63 条 17 番の基本設計方針において赤字となっている箇所。
0:06:41	こちら女川すべて直流電源。
0:06:45	だから給電するということで、先行プラントでは交流電源ということで電源の相違ということで、設計の差異となっております。
0:06:55	本ページ一番下にも文科省でこの際、
0:06:58	こちらは女川のほうではスクラバ
0:07:02	と水の移送については、自重によって行うということでポンプを使用しないというところで移送ポンプについての基本設計方針はないということで記載してございません。
0:07:15	続きまして 10 ページ目になります。
0:07:18	10 ページ目、一番上の 23 条 20 番の基本設計方針につきまして、こちらは東海第 2 のほうは超過津波を考慮した制限構成となっておりまして、女川と水源の相違があるというところで赤字となっております。
0:07:33	その下へ箇所付のみ記載がある部分につきまして、
0:07:37	この後のほうでは水ネットフィルタ装置の水の排水はせず、市行ったとしても十分の薬液を保持していることからの pH の調整と不要な自主対策ということで整理してございまして、こちら柏崎に相当する
0:07:54	基本設計方針は記載してございません。

0:07:58	またと 63 条 16 番の基本設計方針につきまして、赤字となっている部分については、
0:08:05	の弁の操作場所、またそれに伴う遮へい設計の相違となっている箇所。
0:08:11	あと箇所へと東海第 2 との違いとしては、女川では空気ポンベ等を設置しないというところで設計の際になってございます。
0:08:19	また、黄色ハッチをつけてございますが、こちらは当初の申請の段階では、放射線管理施設、施設の生体遮へいとして取り扱ってございましたが、今回の核の施設が原資経験連携の方に
0:08:33	本登録を移したというところで、屋 8 としてございます。
0:08:40	続きまして 11 ページになります。
0:08:43	11 ページの赤字の際の部分につきましては、こちらは女川では可搬型ホースの方、
0:08:51	大容量送水ポンプを使用する際に、
0:08:54	ホースの敷設等にホース延長回収車を使用するというところで、
0:08:58	運用の相違がございまして、こちら形となっております。
0:09:05	続きまして 12 ページ目になりますとフィルタベントからのフィルタベント系の多重性等の設計方針となります。
0:09:14	赤字となっている箇所につきましては、63 条 47 番の基本設計方針において、
0:09:20	給電する電源が喪失しているというところ。
0:09:24	私の操作方法が、東海第 2 と異なるというところでかちつとなっております。
0:09:31	一番下の文章につきまして柏崎では空気作動弁を設置しているというところで、設計の方針の際になってございまして、
0:09:39	女川のほうでは規制がないというところがございます。
0:09:44	続きまして 13 ページ目になります。13 ページ目には 63 条 49 番の基本設計方針の中で赤字ございますが、こちらは各設備の設置場所か、東海第 2 と異なるというところで赤字としてございます。
0:10:02	続きまして 14 ページ目になります。うち 4 ページ目からは耐圧強化ベント系の基本設計方針となります。
0:10:10	赤字になっている箇所は 63 条 26 番の基本設計方針で、
0:10:15	流路が異なるというところで、女川のほうでは、排気流量の非常用ガス処理系、こちらが排気塔の地下部で開放していて、そのまま大気出の際に排気棟経由するというところで、
0:10:28	東海第 2 と NUL 異なるという箇所がございます。
0:10:34	続きまして 15 ページ目になります。

0:10:38	15 ページ目につきましては、63 条 30 番の箇所で設計の差異がございまして、当女川 2 号では耐圧強化ベント系の隔離弁
0:10:47	今直流電源で駆動するベント交流電源で駆動する弁という二つございまして、それは直流弁の部分が、
0:10:56	先行プラントと設計の差異となって赤字としてございます。
0:11:03	続きまして 16 ページ目になります。
0:11:06	こちら 63 条 32 番の基本設計方針において耐圧強化ベント系の系統設計流量、こちらが設計の差異ということで赤字としてございます。
0:11:18	。
0:11:21	続きまして 17 ページ目になります。
0:11:24	耐圧強化ベント系の多重性等の設計方針となりまして、まず 63 条 46 番において赤字となっている箇所、こちらは機能喪失を想定する設計基準事故対処設備が東海第 2 と女川のほうで、
0:11:40	評価上異なるというところで赤字としてございます。
0:11:45	次は 631048 番の基本設計方針でございますが、
0:11:50	こちらも
0:11:53	先ほどと同様に天然ガス、
0:11:55	システムを動作させるために必要な電源が喪失しているというところの赤字。
0:11:59	また同機能喪失を想定する設計 DB 設備が異なるというところで、やっぱりきちっとしてございます。
0:12:07	一番下の文章柏崎のみある文書につきましては、
0:12:11	ヶ所できれば、空気作動弁を設置しているというところで設計の差異としてございます。
0:12:19	続きまして 18 ページ目になります。
0:12:22	63 条 49 番の基本設計方針で赤字となっている箇所につきましては、こちらは設備の設置場所が異なるというところで、設計の差異としてございます。
0:12:36	続きまして 19 ページ目になりますと 19 ページ目からは、原子炉補機冷却設備の基本設計方針になりますと 19 ページ目につきましては先行プラントとのおっきなサブは特にないということで詳細は割愛いたします。
0:12:54	20 ページ目につきましては、女川のほうでは非常用炉心冷却系の区分Ⅲに相当する補機冷却水系、そして高圧炉心スプレイ補機冷却水系を設置してございますので、こちらに関する設計方針。
0:13:09	先行プラントとそうやるというところで赤字としてございます。
0:13:16	続きまして 21 ページ目です。21 ページからは原子炉補機代替冷却水系の基本設計方針となります。

0:13:25	設計の差異としては、当会第 2 では常設の
0:13:29	緊急解析を設置しますが、女川のほうでは可搬型設備で構成される起きれ逆L原子炉補機代替冷却水系を設置するということで、常設と可搬で異なるということで赤字としている箇所がございます。
0:13:46	21 ページにつきましては、こちらの差異の有無となりますので、
0:13:51	63 条 38 番の一番最後の文章の中で、海水の取水量に関する部分でございますが、こちらも前回のヒアリングコメントを受けまして、と取水箇所が取水口の部分と、海水ポンプ室の部分っていうのが読めるような
0:14:09	文章にするということで現在記載検討中でございますので、また別途修正して御提示させていただきます。
0:14:19	続きまして 22 ページ目になります。
0:14:23	22 ページ目の 1、63 条 39 番の基本設計方針、こちらは特会第 2 は、
0:14:30	常設ポンプへ電源によって駆動して、女川のほうは可搬型の設備を附属の空気をリリースレンジで駆動するということで駆動減の相違ということで、赤字としてございます。
0:14:43	631041 番の基本設計をして、こちらは法制延長回収車女川市をするということで赤字としてございます。
0:14:52	続きまして 23 ページ目です。
0:14:55	原子炉補機代替冷却水系の多重性等の設計方針となりますが、
0:15:01	こちら 603511 番につきましては、女川可搬型、東海第 2 は常設のポンプを使用するということで、
0:15:10	設備構成が異なるということでやっぱりきちっとしてございます。
0:15:15	63 条 52 番につきましては、
0:15:19	結果の喪失を想定する設計基準対象施設の設置場所の相違と、
0:15:25	ということで赤字としてございます。
0:15:28	23 ページの一番下の部分のページから次のページにかけて、こちら可搬型設備と常設設備で設備構成がことあるということで、設計方針の差異ということでやっぱりじっとしてございます。
0:15:45	24 ページ目、こちらは表現の相違のみとなりますので詳細は割愛いたします。
0:15:52	続きまして 25 ページ目になります。25 ページ目は、放射線管理施設の基本設計方針となりますが、
0:16:01	こちらへ来 63 条 19 番の基本設計方針につきましては、

0:16:06	こちらフィルタ装置が設置されている場所が異なることによって、一つの遮へい設計も異なる部分で東海第2と設計の差異ということで赤字としてございます。
0:16:20	続きまして26ページ目になります。
0:16:24	と原子炉格納施設の基本設計方針なりまして、
0:16:28	やっぱりちょっとやっている箇所は真空破壊装置の省において、設置されている真空破壊弁の個数と。
0:16:36	格納容器の形式の構造の相違による
0:16:40	差異というところで赤字としてございます。
0:16:45	続きまして27ページ目ですが、可搬型窒素ガス供給系に関する設計方針でこちらは、
0:16:52	鳥栖記載方針の相違であったりする設備名称の再のみとなっておりますので、詳細は割愛いたします。
0:17:01	28ページ目が非常用電源設備の基本設計方針となります。
0:17:07	63条13番の基本設計方針につきまして、女川のほうでは、可搬型窒素ガス供給装置の発電設備は同じ車両に搭載されている発電機から電源供給されるというところで、
0:17:21	そして東海第2と設計の差異ということで赤字としてございます。
0:17:26	続きまして、次の63条14番の基本設計方針ですが、こちらも、
0:17:33	す。
0:17:34	用意している燃料補給設備が異なるというところで、
0:17:38	石膏プラント赤字としてございます。
0:17:43	続きまして29ページ目。
0:17:46	29ページ目補機駆動用燃料設備の基本設計方針ですが、
0:17:50	こちらも
0:17:53	プラントで配備している可搬型の燃料補給を必要とする設備または燃料貯蔵設備補給設備の相違というところで、こちら赤字としてございます。詳細はちょっと割愛させていただきます。
0:18:07	あと30ページ目が非常用取水設備の基本設計方針でございますが、赤字となっている箇所につきましては、
0:18:15	東海第2のほうでは
0:18:18	SAのための海水取水設備を新設しますが、女川、既設の非常用取水設備を使用するというところで、東海第2で記載されているような
0:18:29	新設する取水設備はないというところで6台のみ赤字として設計の差異としてございます。

0:18:38	13条につきまして説明は以上となります。
0:18:42	はい。
0:18:45	はい。御説明ありがとうございました。
0:18:52	それでは何か確認事項コメント等ありましたらお願いいたします。
0:19:02	すいません規制庁ミナカワですけれども、聞こえてますでしょうか。
0:19:08	はい、聞こえております。
0:19:10	すいませんちょっと何点か確認があるんですけども、1点目はですね。
0:19:23	7ページGなんですけど、7ページの63条の9番ですかね。
0:19:31	列島すいませんちょっと極端と聴いもなかなか説明してもらってるんですけど、ちょっともう1点確認をしたくて、なんですけど、3行目4行目のところで、
0:19:45	来窒素の置換の話なんですけど。
0:19:48	原子炉格納容器ベント開始後においてももう地層置換できる設計とするっていうのが女川書かれていて、選考の差異としては原子炉格納容器ベント開始後においてもっていうのがあるかないかっていうところだと思うんですけど、この原子炉格納容器ベント開始後、
0:20:06	においてもっていうところの意味を持って教えてもらってもいいですか。
0:20:27	はい、東北電力の田中です。聞こえますでしょうか。
0:20:31	コマー্স
0:20:34	このベント開始後においてもという意味につきましては、
0:20:39	ベント停止後にかかわらずベント実施した後についても、鉄塔基礎を
0:20:51	うかがった窒素ガス供給系で
0:20:54	置換できる設計としていることから、運用としていることから、記載しているものでございます。
0:21:03	規制庁ミナカワです一等あれでしたっけ、今現状をなんていうかね、普通の運用を考えたときにベントの開始からベントの停止までの運用を考えたときに
0:21:20	格納容器ベント開始後においても、置換できる設計とすることの意味としては、
0:21:30	ベントのあれでしたっけ、停止してからじゃないと置換できないわけじゃなくて、
0:21:38	ベントを停止しようとする前から
0:21:44	窒素を流し続けて、
0:21:48	どこのタイミングでベントを止める。
0:21:51	ていような運用を考えているので、
0:21:56	そういう
0:21:57	設計になってて、それをここに記載している。

0:22:01	っていうことでしたっけ、すみません、ちょっとろ覚えで申しわけないんですけども。
0:22:08	電力のタナカですかという御理解の通りで問題ございません。以上です。
0:22:14	わかりました。はい。そのときなんですけど、あれ。
0:22:17	それができるような設計って何でしたっけ。
0:22:24	それをするために何か特別の設計しているんですでしたっけ。
0:22:37	少々お待ちください。
0:22:56	東北電力の田中です。当特別な設計をしているわけではなくて、当イベント実施後においても、
0:23:06	また、ページ、
0:23:08	前にかかわらず、
0:23:12	かなって窒素ガス供給系がより実装を
0:23:16	置換するというので、考え方でございます。
0:23:21	規制庁の数が多くありましたからあれですよ。
0:23:27	緑になっている通り、
0:23:29	別に等を国と設計弁等の設計が違うわけじゃなくて、
0:23:35	単純にその女川のほうで、実際にはこういう運用をするので、こう書いたほうが正確だからこう記載しましたっていう理解でいいんですでしたっけ。
0:23:47	はい。その理科東北電力のタナカですはいその理解で問題ございません。以上です。
0:23:54	規制庁ミナカワです。わかりました了解しました。
0:23:57	続いてなんですけど。
0:24:02	8 ページなんですけど。
0:24:07	これ単純にすいませんちょっと記載のルールを教えて欲しいなんですけど。
0:24:12	一番初めのルールのヒアリングか何かでもしかしたら話があったり、それ以降のヒアリングでも話があったのかもしれないんですけどちょっともう1回教えて欲しくて、
0:24:24	8 ページの 63 条の 10 番なんですけど。
0:24:30	弁明書応答弁番号を記載してる。
0:24:36	ところが、女川の基本設計方針のやつだと、所々こう見られたような気がするんですけど、これって今どういうルールで記載しているんですでしたっけ、すみません、ちょっともう一度教えてもらっていいですか。
0:25:00	少々お待ちください。
0:25:19	お待たせいたしました東北へ力のオクでございます。

0:25:23	特徴ない答弁記載しているものにつきまして、まず答弁として、基本設計方針で記載しているものの対象につきましては、
0:25:31	こちらについては、
0:25:33	例えば有効性評価等でどうしても操作をしないと、系統機能を発揮できないであったり、
0:25:40	この操作が必要であって、一方で主要弁として要目表に出てこない、そういった重要な弁につきまして基本設計方針でいうと明確に記載するということとしてございます。また書き方につきましては、
0:25:54	どこ人情弁明書の正式なものとしては、弁番号でございますが、弁番号のみでは基本設計方針では、
0:26:03	ちょっと読みづらいというところもありましたので、日本語の名称も一緒に使われているという記載としてございます。以上となります。
0:26:12	規制庁ミナカワリそう、ここでしたあれですから、一番最初に言ったのは、有効性評価で操作が必要となる弁ずつ、
0:26:25	その便のうち、要目表で記載がない弁については、
0:26:31	これを記載をしますけど、そういう理解でまずいいですかね。
0:26:42	はい、江藤クリニックのオクでございます。ご認識の通りでねという既往弁は要目表に出てくるのでそれ以外の弁で重要な系統からの重要な弁ということで記載しているというものでございます。以上です。
0:26:58	こうしたそのルールを今適用しているのって先行プラント等をじゃなくて、女川はそうしましたってことなんですかね。
0:27:18	ちょっとお待ちください。
0:27:21	僕、
0:27:36	お待たせいたしました東北電力のオクでございますが、記載のルールは先行では所ばかりかねるところがございますが、女川では御説明した通りのルールで記載しているというところで、
0:27:50	ございます。以上ですはい規制庁ミナカワですとりあえず
0:27:55	認識わかりました。現状認識起こりました。
0:28:01	すみませんけどちょっと続いて申し訳ないんですけど、
0:28:06	ちょっとこれも確認なんですけど、9 ページに
0:28:13	すみませんちょっと今更で申し訳ないんですけど。
0:28:17	63 条ど 17。
0:28:21	の弁の電源の話なんですけど。
0:28:27	直流d項駆動する弁っていうのは、ここに限らず
0:28:33	幾つか出てくると思うんですけど。

0:28:35	今はここに書かれているのは、dBどう
0:28:41	直流とSAの直流書かれていると思うんですけど。
0:28:45	この場合って、
0:28:48	通常を考えたときに、これは交流電源プラス充電器でもいけるっていう理解でいいんですけど。
0:28:55	ここ。
0:29:01	はい、東北電力オйкаワです。ご認識の通りで
0:29:05	10年基盤を通せばの交流電源を直流電源に変換できますので、
0:29:10	給電は可能です。以上です。
0:29:15	規制庁ミノ回数はぼっかりしましたのでちょっとその上でなんですけど。
0:29:23	ちょっと今更でしかもなんか直して欲しいというわけじゃなくて、
0:29:28	ちょっと現状を教えて欲しいんですけど。
0:29:33	例えば今日の資料でいうと、
0:29:36	④の資料、
0:29:39	の
0:29:42	すみませんちょっと飛んじゃうんですけど④の
0:29:49	23ページでこれあくまでちょっと例示なんですけど。
0:30:00	60、23ページに66条-62番があって、
0:30:06	ここも電源の話が国公立徹底ここもしかしたらの弁だけじゃないかもしないんですけど。
0:30:15	ここはその交流と直流を書いてあるじゃないですか。
0:30:23	ここと、
0:30:25	さっきのところの
0:30:28	記載っていうのはちょっと整合がとれているのか取れてないのかっていうのがちょっとよくわかんなくて、まずその点ちょっと教えてもらっていいですか。
0:30:49	少々お待ちください。
0:31:11	東北電力のスガワラです。
0:31:16	直流駆動の電源につきましては、当然交流渠応急で直流に変換をしてっていう。電源供給が可能なんですけれども、設置許可の際には、要は、1番目の
0:31:33	直近の1番目の電源ということで、直流電源のみを記載するような整理にしております。今回
0:31:42	Hパックの電源については、他社との整合をあわせて交流も記載をしているという状況になっていて、一方で、フィルターベントについてはこれまでの設置許可ベースを踏襲して記載をしているという。
0:31:58	ご指摘の通り不整合があるというところの認識でございます。以上です。

0:32:07	すごい久しぶりですね、説明を始め、すみません引き続きよろしくお願いします。よろしくお願いします。状況をお借りました。
0:32:22	ちょっと何なんですかね。今すぐ全体整合を図って欲しいっていうわけでは長く、
0:32:31	というのも、いや、最初その単純に全部交流も入れちゃえばいいかなあと思ったんですけど。
0:32:39	総数等、もしかしたら多様性とかの書き方が何かすごい複雑になる可能性もちょっと
0:32:50	ちょっと一同、そちらで
0:32:53	全体見てもらって、
0:32:55	何か分析してもらってもいいですかね。基本的には全体で整合が図られるのが望ましいと思ってんですけど。
0:33:07	その整合のとり方とかそういうのもありますし、多分この
0:33:13	対応性の書き方とかそういうところの影響もあるので、ちょっと一度全体見てもらって、
0:33:20	どうしたほうがいいかっていうところはちょっと検討してもらってもいいでしょうか。
0:33:27	はい、東北電力のスガワラですね等と当社の整理も含めてちょっとあの確認をした上で、どうすべきか、整理したいというふうに考えますのでよろしくお願いします。
0:33:40	すみません、よろしくお願いします。
0:33:44	そう例と。
0:33:46	すみませんちょっとこれもこれ確認だけなんですけど。
0:33:51	10 ページなんですけど。
0:33:57	63 条-16 のところで遮へいの話が出てくると思うんですけど。
0:34:04	このあり先ほど遮へい体の鉛厚さ 2mm っていうところは、
0:34:10	どっかの説明書なり設定根拠なりで何か説明はされるっていう理解でよろしかったでしょうか。
0:34:21	はい、東北電力の田中です。このだめだったら 2mm につきましては、フィルターベントの鉄塔設計の説明文書のほうにも記載してございますが、こちらのほうで説明予定でございます。説明は以上です。規制庁ミナカワですわかりましたじゃまたそのときちょっと確認をさせていただきます。
0:34:42	っていう、
0:34:45	あとは、
0:34:47	14 ページなんですけど。

0:34:54	63 条の 28 のところなんですけど。
0:35:00	耐圧強化ベント系の話があって、そのの
0:35:06	備考のところの柏崎 7 号との比較のところでは表現の相違って書かれて共有するしないっていうのを、今日の研修を
0:35:16	ここに書かないかってところと思うんですけど。
0:35:20	女川としてはその共用の禁止手話SA設備全般に対する設計方針として 54 条において整理するんで記載しませんっていうふうに
0:35:28	あるんですけど。
0:35:31	一方で、
0:35:36	資料の 8 ページですかね。
0:35:44	8 ページの
0:35:47	63 条の中盤
0:35:51	冒頭の
0:35:54	これはRicou発電
0:35:57	原子炉施設と共用しない設計とする。
0:36:01	ていうところの共用等、ここの 14 ページの共用の禁止っていうのはこれまたあれでしたっけ、別の話でしたっけ。
0:36:18	少々お待ちください。
0:36:20	はい。
0:37:27	はい。当庫また失礼いたしました遠くへ力のオクでございます。まず、フィルタベント系の共用の復旧しないというものにつきましては、こちらの技術基準 65 条の中の解釈で圧力逃がし装置、
0:37:43	これは共用しないことというところで技術基準の適用の要件がきちんとあるっていうところで、それを踏まえて、63 条も 65 条にあわせて記載したというものを
0:37:55	でございます。耐圧強化ベント系につきましては特にそういった
0:37:59	63 条逐条側でそういった要求は、
0:38:03	受けてないという認識でございましたので、ただ一方で共用しないということについては
0:38:09	誤記訂正分設備を悪影響を及ぼすと共用しないというところにつきましては、技術基準強度 54 条を共通的に受けるものということで、54 条で整理されていれば十分かなというところで記載していないという考え方でございました。以上です。
0:38:27	規制庁ミナカワですか。わかりました。耐圧強化ベントを個別条文の要求がないからっていうところで理解をしました。了解です。

0:38:39	それと、
0:38:42	すみません私から最後なんですけど。
0:38:46	その次の 15 ページGのところ、
0:38:51	ちょっと記載の考え方だけ教えて欲しいなんですけど。
0:38:55	60 条の 30 番と 63 条-31 番のところなんですけど。
0:39:02	63 条の 30 番で
0:39:06	排出経路に設置される弁
0:39:09	直流等交流でそれぞれ電源がどれどれで操作可能dっていうのが書かれていると思うんですけど。
0:39:20	一方その下の 63 条の 311 番。
0:39:25	駆動減の対応性のところは、
0:39:30	ここは直流、
0:39:32	だけ記載してあって、交流は記載がなくて、
0:39:39	一方
0:39:42	17 ページだったもの 17 ページの多様性とか独立性を記載するところは、
0:39:50	直流と交流で交流についてもそのハンドルで操作の可能dっていうのが書かれてると思うんですけど。
0:39:59	この 63 条の 30 番と 63 条の 311 番。
0:40:06	のところの
0:40:08	記載内容の考え方って教えてもらってもいいですか。
0:40:17	はい、東北電力のタナカですと記載内容の考え方につきましては、まず 63 条の 311 番。
0:40:25	ですけれどもこちらは東海第 2、
0:40:28	の記載に合わせた形で第 1 弁については沿革
0:40:33	白弁操作設備で操作が可能なことからまず。
0:40:38	第 1 弁＝内である女川で言うと、電動弁火口直下流に当たるので、31、63 条の 311 では、
0:40:47	遠隔手動弁操作設備のみを記載している状況でございます。
0:40:52	一方で次の
0:40:55	いう
0:40:58	7 ページになるんですけれども、ちょっとこちらの絵と 63 条-48 につきましては、鉄塔倒壊である 3 のほうも
0:41:09	第 1 弁が遠隔手動で人力操作機構を用いた想像で第 2 弁につきましては、

0:41:16	操作ハンドルを用いた人力による操作記載していることから、それと女川2号につきましても、この631048では、直流弁交流弁それぞれ記載しているものがございます。説明は以上です。
0:41:46	そっか規制庁ミナカワです。とりあえず
0:41:52	考え方というか記載内容の考え方はわかりました。潜航押せっていうことでわかりました。
0:41:59	すいませんちょっと関連して6310-31番、15ページのどこなんですけど。
0:42:06	ここのあれした原告手動弁設備の個数4。
0:42:11	これは戸数読んでいいんでしたっけ。
0:42:14	耐圧強化ベントをだったらここ数日にになるんですかね。
0:42:19	4、
0:42:28	東北電力の田中です。こちらの記載ですけれどもすいませんの耐圧強化ベントですと個数が右になりますので、当個数に修正させていただきます。
0:42:39	以上です。
0:42:41	規制庁ミナカワです。了解しました確認ですけどあれですよ、ここの耐圧強化ベントの
0:42:48	電動弁直流ってというのは、
0:42:51	それから等に理由第1弁のサブチャン側、ドライウェル側、
0:42:55	女川の格納容器側に最も近い。
0:43:00	ドライウェルとサブチャンのところの弁のことを電動弁直流って言ってて、
0:43:06	もう1個出てくる電動弁交流ってというのは、出口がわーの
0:43:12	弁
0:43:14	二つっていう理解でいいですよ。
0:43:17	はい、ご理解の通りで問題ございません。
0:43:20	わかりました、了解ですありがとうございます。
0:43:29	規制庁宮尾です。
0:43:32	私の方からも何件か確認。
0:43:35	少しちょっと少し戻って7ページのところの
0:43:39	これ記載だけなんですけど、63条の9番のところの
0:43:45	原子炉格納容器ベント系を排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を追うを防ぐためっていうところですよ、ごく系統内に不活性ガスで置換した状態っていう文章になってるんですけど、ここは等にやっぱり記載ぶりを合わせたほうがいいかなと思っていて、
0:44:04	多分女川だと可搬型窒素ガス供給系によりってというのが、

0:44:11	入るんだと思うんですけど、というのをしたのを、その 63 条の 12 でA3 型がもう出てきているので、その目的を明確に上で書いといたほうがいいかなと思っていたので、ここは投入と同じように、
0:44:26	可搬型窒素ガス供給系によりってというのは書けないですかね。
0:44:49	はい、東北電力の田中です。ご指摘の通り選考に合わせた形で可搬型窒素ガス供給系の記載を追加したいと思います。以上です。東北電力のハセガワですけれどもすみません本店側に逆質問なりますけれども、
0:45:07	これ、待機状態の話をしているので待機状態にするには、通常のCK使ったの窒素置換ではないんですかね、すみません。
0:45:27	前地形から望月知緩和ば東北電力タナカですけれども、CKカラーの地層置換も可能ですけれども運用として基本的に
0:45:39	Ⅲ型窒素ガス供給系からと置換を行うという運用で今進めて考えておりますので、
0:45:46	考えております。以上です。
0:45:50	はい。
0:45:51	規制庁ミノです。よろしくお願ひします。それと 8 ページにいてこれも記載ぶりだけなんですけれども、これ一番最後の
0:45:59	段落のところの原子炉格納容器ガス原子炉格納容器フィルタベント系の使用に際してはっていうところから始まっている最後の段落のところの緑字になっている原子炉格納容器代替スプレイ冷却結構常設等っていうところで、
0:46:16	これ常設っていうのをわざわざここ書かなくていいと思うので、
0:46:20	これ全体を指しての記載ぶりなのでちょっと個別の系統までの溶接まではこれ記載しなくてもいいんじゃないかなと思いますけど、いかがですかね。
0:46:42	規制庁水というのはね 15 ページの耐圧強化ベント系のところでは、
0:46:48	わざわざ
0:46:50	上から 34 行目からが原子炉格納容器代替スプレイ冷却系統っていうことで、常設とかそういうあえて書いてないところもあったので、そういうのを比べたらここあのをわざわざ常設っていうのを入れなくてもいいかなと思ったんですけど。
0:47:13	はい、東北電力の田中です。墓石の投影等常設を削除する方向へ方向で修正したいと思います。説明以上です。
0:47:46	それでは規制庁のドイですけれどもちょっと来です。
0:47:50	何点か確認したいことがありまして、
0:47:55	まず 7 ページのところなんですけれども、

0:48:05	6 ページから 7 ページのところ、1063 条-7 のところで、えっとフィルタ装置 3 台を並列に設置してあるんですけどもこれって、
0:48:16	3 台ともそれぞれに粒子状ガス状のヨウ素とか全部除去できるような堰を、いわゆる三つ同じものが三つ、
0:48:28	同等の機能のものが三つ並んでるのかそれぞれの
0:48:32	装置でそれぞれ機能があつたりってことなのか、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。
0:48:41	はい東北電力の田中です。こちら 3 台並列に設置ということで同じ機能のものが 3 台並列に設置されているということでございます。説明以上です。ありがとうございました。あともう一つ同じところなんですけれども、
0:48:57	アルカリ性の状態に保つていうところで須磨細かいいいんですけれども先行で柏崎が 10 になって、瓶が 12 で女川と等に荷重さんなんですけれども、これって何か違っていて、
0:49:15	あるんでしょうか、教えていただければと思います。
0:49:25	はい、東北電力のスガワラです。開発用フィルタ装置メーカーが違まして、柏崎は自社開発しておりますけれども、当女川と東海は 9AREVAフロアマット無社製のフィルター装置ということで、
0:49:43	基本設計がそういうふうな pH 管理になってございます。以上です。
0:49:49	規制庁のドイなんですけれどもありがとうございます。そしたらの性能としてはぼ同等というか
0:49:58	であるというようなことでよろしいでしょうか。
0:50:05	はい東北電力の田中です。所理解の通りで最も大問題ございません。以上です。
0:50:12	ありがとうございました。
0:50:14	次かで常に堤間の
0:50:18	10 ページのところなんですけれども、
0:50:23	右のビッグえっと 63 条-16 の備考欄のところなんですけれども、このところが、
0:50:34	ちょっと日本語の話だけかもしれないんですけども東海第 2 は空気ポンペを設置するが女川 2 号では操作場所に遮へい対応設置する設計としているっていうふうに何か比較しているような書き方なんですけれどもこれって何か。
0:50:51	何でしょう。
0:50:53	東海第 2 は空気ポンペを遮へい体として女川 2 号はそれ、それに対してそれに対してというか何か者形態を設置するっていう何かこれって、因果関係があるのでしょうかというところの確認なんですけれども、

0:51:14	当クリニックのオクでございます。特にさせ因果関係等はなくでちょっと確か日本がおかしかった部分がございますので、一度この備考欄につきましては、社内で検討して修正させていただければと思います。
0:51:28	以上です。
0:51:31	ありがとうございました。
0:51:43	規制庁ミノですすいません、あと 23 ページの
0:51:47	63 条-52 のところの
0:51:54	確認なんですけど、
0:51:57	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び
0:52:03	大容量送水ポンプタイプ 1 はっていうところから書き始めてるところの後ろの部分なんですけど。
0:52:10	これは原子炉建屋並びに屋外の海水ポンプ室及び排気棟から離れた屋外に分散して保管することによっていう記載になってるんですけど、要は原子炉建屋と屋外の海水ポンプ室と、
0:52:26	排気棟から離れた屋外に分散して保管することであればこう並びにという表現は県でいいんじゃないかなと思うんですけど。
0:52:36	うん、だから余計読みにくくなってるんだっていうのがあってその下のね、耐圧強化ベント系と黒プロットから始まってるところもそうなんですけど。
0:52:45	耐圧系ベント系及び原子炉格納容器フィルタベント系並びに屋外の原子力海水
0:52:53	オプトっていうのも、これ並びにをここに必要なのかがよくわからなくて、
0:52:59	及びをとって一番最後にお呼びをつければいだけなんじゃないかなと思うんですけど。
0:53:04	伊藤変わりますかね。
0:53:17	東北電力のオクでございます。ご指摘の通り、ものとしてこの三つ列挙した並列列挙しているものでございましたので、及び
0:53:28	ここまで繋いで防ごう予備でつなぐという形で日本語を適正化させていただければと思います。以上です。
0:53:38	あと 25 ページのところの、
0:53:42	63 条の 19。
0:53:45	のところの記載ですこもちょっと記載で申し訳ないんですけど、遮へい材の記載の説明がされてるんですけど、これな荷重動態で書かれてるのが少しおかしくてここを以外にもちょっと自動体で壊れてるとこあるんですけど。
0:54:01	フィルター装置等の周囲にはしゃへ遮へい併記を設置しとか、もう決定先行と同じように書かないと何か自動的に何かされることからってというのが何かこう、

0:54:15	別の名別のオクなんかグループで設置するように表現なっちゃってるんですけど、これ何か良いとあります。
0:54:33	はい。特にオクのオクでございます。特にすいません意図等はなくでちょっと表現がよろしくなかったところがございますので、適切に先行を参考に修正させていただきます。以上です。
0:54:48	はい。あと 26 ページの
0:54:52	これちょっと考え方がここは教えて欲しいんですけど 3.1 の真空破壊装置のところの記載で、
0:54:58	女が単独で見ると、最後の部分で圧力差により自動的に働きサプレッションチェンバのプール水のドライウェルへの逆流及びドライウェルの破損防止できる設計とするってということで、女川単独で見ると特にその違和感はないんですけど。
0:55:16	先行 2 社の書きぶり合わせると、少しちょっと視点が違うのかどうかだけ教えてもらいたいんですけど、水の応募プール水のドライウェルへの逆流は同じなんですけど、先行だと。
0:55:30	SaaSによってダイヤフラムフロア等を圧力容器の基礎が破壊ということを防止できるという表現になっていて女川の場合は、多分負圧破損から何かの意味でどの夜の破損っていう表現をされてるんですけど。
0:55:47	真空破壊装置の見たときにこれ、
0:55:52	S/Cの破損。
0:55:55	になるんじゃないのかなと思うんですが、ここちょっと整理一緒なのか少し違うのかちょっと教えてもらえますか。
0:56:18	庄原市ください。
0:57:04	はい。
0:57:05	特にオクのことでございますと今ちょっと他社の格納容器の設計等も踏まえても、一度検討、検討中ございましたのでまた別途回答させていただければと思います。以上です。
0:57:17	規制庁見落とす特に今の表現を変えろって言うわけではなくでちょっと考え方だけ教えていただければなと思います。よろしくお願ひします。
0:57:27	はい、承知いたしました。
0:57:29	あと続いて 27 ページのところは先ほどと同じで
0:57:35	系統内の不活性ガスのところにフローについては可搬型窒素ガス供給槽系とか、
0:57:41	がを用いる場合であればそこに明確に記載するようにお願いします。
0:57:48	下の° 63 条の 12 の下から 3 列目のところの 3 行目のところですよ。

0:57:55	いいですかね。
0:58:01	はい。空カオク処置いたしました。
0:58:05	続いてミヤモトですけど、28 ページのところの
0:58:10	と可搬型窒素ガス供給装置、発電設備のところもちよっと先ほどの 10 導体の話と同じでですね、これ赤字のところの車両なり搭載するというふうに記載しないと搭載されているとちよっと
0:58:25	そういう違うかなと思うのでここ日本語の表現確認ください。
0:58:33	今回東北電力オクですと承知いたしました。
0:58:38	あと、燃料設備のところの説明で、
0:58:41	これもちよっと記載ぶりの問題なんですけど。
0:58:44	赤字のところ、可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、
0:58:51	非常用ディーゼル発電軽油タンク、発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクまたはガスタービン発電
0:59:03	設備軽油タンクからってところの記載なんですけど、下の下の今新しく黄色になったところと比べると、
0:59:13	記載ぶりがお呼びを入れているところがあって、これでBと多分SEOまたはでつないでるんなんですという意味でここに記載されてるんですけど。
0:59:25	これ下通してもいいんじゃないかなと思うんですけど。
0:59:29	どうですかね。
0:59:38	はい、江藤クリニックのオクでございます。そうですねちよっと記載揺れがございましたので全体的に統一するように確認して止水いたします。以上です。よろしく申し上げます。
0:59:51	あとすみませんちよっと戻っちゃって、9 ページのフィルタベント系の弁の考え方で
1:00:03	ここの記載にはないんですけど
1:00:05	図面とかだと排水ラインがあって多分これ自主設備扱いならず排水ラインに程度を動かす弁が
1:00:17	2、2 弁かな。
1:00:18	eBayが 3 弁近くあるんですけどこれは自主設備として登録するという形ですかね。
1:00:28	はい、東北電力のタナカですね等フィルタ部装置からの排水ラインにつきましては自主対策設備として登録します。ご説明は以上で説明以上です。わかりました。私は以上です。
1:00:49	原子力規制庁の止野です。1 点確認だけなんですけれども、8 ページ目の登録 13 条の 11、一番下の段落なんですけれども、

1:01:03	格納容器フィルタベント系の使用に際しては、というところから始まるフレーズのブロックの中の、仮に以降なんですけれども、この仮に以降の格納容器内にスプレイする場合においても、格納容器内圧力規定の圧力まで減圧した場合は、
1:01:21	それを提出する運用としているのは、これはある1時期にフィルタベントとスプレイを同時にやることを想定しているからというように見えるんですけど、その状態っていうのはいつ発生するんでしょうか。
1:01:47	はい、東北電力の田中です。
1:01:50	格納容器スプレイと、弁当についての同時実施については基本的に実施し、同時には実施しないこととしてございます。
1:02:00	説明は以上です。
1:02:05	はい、原子力規制庁の止野です。というのは、この仮にと書いてある意味合いをそれでは教えてください。
1:02:30	すいません規制庁ミナカワですけれどもちょっと間違ったら教えて欲しいんですけど、これっていつ、停止時ベント停止時の実運用のこと書いてんのかなと私は思ったんですけど。
1:02:43	確か弁当を止めるときには、除熱他の除熱機能を1系統を確保してから止めますっていう運用になってたと思うんですけど、その止めるときも
1:02:58	基本スプレイじゃなくて、S/C冷却ができれば、サブチャン冷却をして、ある一定のところまでベントを止めますっていう確か運用だったような気がしたんですけど。
1:03:14	S/C冷却ができない場合にはスプレイをしてある。
1:03:20	格納容器の圧力食う幾つか忘れちゃったけどまでは下げて、
1:03:30	ある一定のところまで止めるのかな、維持するのかなちょっと忘れちゃったけど、そういう運用のことを言ってたのかなあと思ったんですけどっていうと違いますでしょうか。
1:03:46	東北電力のスガワラですけれども、
1:03:51	確かに見直すのを御理解の通りだと思っているんですがちょっとこの記載がをどうするかはちょっと市町村の御指摘もありますので、社内でちょっと議論させていただきたいと思います。以上です。
1:04:09	原子力規制庁の止野です。もしそういう運用があるのであれば、書いておかないと困ることになるので、そこ書いといていただきたいんですけど、やっぱりそんな運用ありませんって言われちゃうと、じゃあなんで書いてあるんですかって話になるので、

1:04:24	ちょっと柏崎書いてなくて頭を書いてあるっていうところもちょっと運用の違いがあるのかなと思いつつ、そのあたりちょっと整理してまた教えていただきたいと思います。
1:04:39	はい東北電力の排除しました。
1:04:43	あと1点、すごく細かな話なんですけれども、21 ページ目の 63 条-37 のなんか大体ほぼこれ代替補機ですね、の
1:04:57	4 行目あたりですか。県政補機代替系はサプレッション・チェンバの水の蓄積により冷却機能を確保できる一定の時間内に、これこれを設計で切るって話を書いてあって、解釈の中で、これ、
1:05:14	減少冷却機能が確保できる一定の期間内に十分な余裕をもってつなぎ込めるようにできることみたいなことが書いてあってですね、十分な余裕を持ってっていうのをどう設計工事の中で、構造式込めるのかがウワツ微妙に難しいなと思いつつも解釈に書いてあるんで。
1:05:35	そこの表現を入れるか、もしくは何かうまいことを
1:05:41	記載できなきゃ許可のときは有効性評価との比較の中でほぼもう言わずもがなわかったんだけど、施工認の中でその十分な余裕を持ってるかどうかというのを読み切れないなと思ったんですけど。
1:05:54	ちょっと解釈との比較でどう記載するか検討していただけないでしょうか。
1:06:17	はい。当クイックのオクでございます。ご指摘を踏まえて一度社内で記載をにつきましては、検討させていただきます。以上です。
1:06:27	はい、十分な余裕を持ってって書くのが一番簡単かなと思いますけど、ちょっと検討いただければと思いますよろしく申し上げます。私から以上です。
1:06:39	規制庁ミナカワです。
1:06:43	何ページ。
1:06:52	ちょっと待ってください。ページ数がでございます。
1:07:13	どうぞ。すいません。規制庁のドイですけれどもちょっとあの確認させていただきたいことが途中で2点ありまして、まず一つが14 ページのところなんですけれども、63 条の 26 のところですね、
1:07:30	先行プラントとの比較設計の差異のところ、
1:07:36	地下部 2 行目のところ地下部で開放しているっていうのがあるんですけども、これが図面から読み取れるのでしょうかというところと後は、このところで、
1:07:51	先行プラントでは非常用ガス処理系排気棟前のそれ専用のため系排気系があって排気塔まで専用の径があるんですけども、女川の場合は、
1:08:07	そうではなくて一般の系統とかと何か一緒になって最後排気塔から全部出さってというような

1:08:14	ことなんでしょうか。その辺のところをちょっと教えていただければと思います。
1:08:40	東北電力のトヨシマと申します。SGTSの配管につきましては御推察の通りです ね排気塔、
1:08:49	SGTSの配管は地下の排気塔ダクト等々た上で排気塔下部まで導かれますが、 排気塔株のですねほぼほぼ地表面のレベルのところ配管が切れておりますが、 その後普通の空調系等ですね合流するような形で
1:09:08	排気塔内部を問うてですね外部に排気されるような構造となっております。 こちら図面についてはですねすみません明確に図示したものはございません のでおっしゃった通りませんが口頭での説明とさせていただきます。
1:09:24	東京電力のハセガワですけれども、図面で言うと、例えばですけども、工認図 でいうと8-3-3の、例えば1-1-2図、はい。
1:09:34	これ、非常用ガス処理系の系統図になりますけども、
1:09:41	83311に、
1:09:50	はい。
1:09:51	ここですと、ちょうど右上ぐらいに廃棄塔スタックがありますけども、これSES の到底排気塔も株こまでが主配管になって、ここで排気塔に開放されている ような状態になってます。はい。
1:10:06	データプラントについては、この排気塔の頂部一番てっぺんですね、そこまで 排気塔の中もしくは外で、はい、上間で主配管が伸びてるような感じです。で すので、女川2号については、
1:10:21	流路として、込まSGTSの主配管プラス排気棟を經由して、大気開放というよ うな系統構成になってますはい、以上です。
1:10:34	ありがとうございました。アトム
1:10:38	期間はですねえと26ページなんですけれども、
1:10:42	これ表現だ結果、の確認なんですけれども、
1:10:50	最後に、3行目ぐらいのところですね最高使用温度を超える可能性がへの圧 力及び温度をですね超える可能性があるが設計基準対象施設としての最高 使用圧力の二倍及び
1:11:06	200℃の温度で閉じ込め機能を損なわない設計とするとあるんですけれども、 これは超えてしまうんだけどこの二倍とか200度であっても閉じ込め機能は損 なわないっていうような設計であるっていうような
1:11:22	解釈でよろしいのでしょうか。
1:11:37	。
1:11:47	はい。当クリニックのオクでございます。所認識の通りでよろしいかと思いま す。以上です。

1:11:55	規制庁のドレスありがとうございました。私からは以上です。
1:12:03	すみません、規制庁ミナカワで生徒
1:12:07	比較表の 25 ページで途中ミヤモトから市指摘があったところなんですけどあの 63 条の 19 とかのところですけど。
1:12:20	基本的に潜航も踏まえて、今の記載がおかしければ修正いただければと思うんですけど、ちょっとそちらから説明なかったんでちょっと補足すると。
1:12:32	本当に 2 と女川だと。
1:12:36	実態上ちょっと位置付けが違って、多分投入は新たにその逃がし装置の設置場所町からですけど、それを作って遮へい体を新たに
1:12:51	設けますっていう文章になってて、
1:12:54	女川新たにそのフィルターベントの格納槽みたいのを設けるわけじゃなくて、既存の原子炉棟内にそれをフィルタベントを入れる設置することで、
1:13:11	自動的に遮へい兵器がその設置されることになるからみたいな多分ニュアンスを出して記載をしているのかなあとかっていうふうにちょっと思ったんですけど、その辺も踏まえて適切にちょっと検討していただければ、どういうふうに
1:13:31	思います補足です。
1:13:37	はい、東北電力のスガワラでご理解の通りでちょっと御説明すればよかったんでしょうけれども、一応躯体の壁を遮へい体とみなして、女川は設置しますので、
1:13:56	何だろう、主体的に設置するというよりは、自動的に設置されるの方が
1:14:04	事実関係としては合ってるのかなという表現だったというふうに認識してございますがいずれちょっと検討させていただきます。
1:14:14	規制庁ミナカワです。適切に検討いただければいいかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。
1:14:29	はい、承知いたしました。
1:14:35	規制庁のカタギリで生徒を記載の問題だけなんですけど 14 ページのもちょっと先ほど排気塔の話のあった 63 条の 26 のところで、
1:14:45	これあの柏崎と比べるとここで系統流量書いてあって、劣化の女川 16 ページで書いてるんですけど、何かフィルターベントってここで書いているので、何かここで書いてもいいのかなっていう気がしているのとあとフィルタベント側の記載低中の
1:15:03	放出をわざわざ排出に書いてあって、
1:15:06	何かそこも意図がないのであれば、それたほうがいいのかと思いますのでちょっと検討してください。以上です。

1:15:18	はい。棟クレーンのフックの是正等ご指摘思います一度確認させていただきます。以上です。
1:16:03	それではコメントの子以上ですので次の 2 番目の資料の説明のほうをお願いいたします。
1:16:13	はい。
1:16:14	はい、東北電力の工藤でございます。それでは 2 番、2 番の資料 64 条の基本設計をシノ説明をさせていただきます。
1:16:23	まず 2 ページ目で 1 検証冷却系統施設の基本設計方針となります。赤字の箇所につきましては、64 条 22、34 番の、設計方針の部分で、
1:16:35	女川 2 号では、可搬型設備等解体には常設設備で構成されるということで、設計の差異がございます。
1:16:44	続きまして 3 ページ目になりますと 3 ページ目、設計の差異としては 64 条 23、35 の基本設計方針で、
1:16:53	この可搬型設備であるので空冷式のいずれエンジンで駆動ということで、先行プラントと差異がございます。
1:17:01	また次の文章でも同じ或いはホース延長回収車を使用するということでサイトしてございます。
1:17:09	続きまして 4 ページ目になりますと、原子炉格納施設の基本設計方針での最後の部分としては 63 条と同様に、真空破壊装置で格納容器の形式の差異ということで差異がございます。
1:17:25	続きまして 5 ページ目になります。格納容器原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の基本設計方針となりまして、やっぱりシノ箇所につきましては、6041 番の部分で具体的な設計これ自体は 66 条の設計にはなってしまうんですけど。
1:17:43	溶融炉心の冷却ということで女川も期待してございますので、そちらから事前に記載してございます。
1:17:52	63 番の文章につきましては、水源ポンプにつきましては、女川神経既設設備を使用、東海第 2 は新設設備を使うということで再ございます。
1:18:06	続きまして 6 ページ目になります。こちら 64 条 41 番につきましては、設備です、水源の差異で赤字になっています。
1:18:17	真ん中の 6414 番につきましては、女川では直流電源で駆動する弁による系統構成がございますのでそちら赤字で記載してございます。
1:18:28	続きまして 7 ページ目になりますと、こちらは先行プラントでは多様性等を記載してございますが、女川では、代替スプレイ冷却系の対応性等まとめて別途ちょっと後ろのほうで記載してございますので、被災地の相違となっております。
1:18:46	8 ページも同様で 9 ページ目に済みであります。

1:18:52	9 ページ目で可搬型の代替スプレイ冷却系の設計方針となります。
1:18:58	64 条 8 番で赤字となっている箇所につきましては、東海第 2 は、
1:19:02	一方踏まえた水源構成となっている部分で女川と
1:19:07	線がございます。
1:19:10	はい、6 時 4042 番につきましても水源ポンプが一般の考慮のところでは差異がございますので同様赤字となっております。
1:19:20	続きまして 10 ページ目ですが、64 条 12 番の基本設計方針、こちらも女川ではホース延長回収車を使用するということで、
1:19:29	赤字となっております。
1:19:33	続きまして 11 ページ目を 12 ページ目、こちらも多様性等でまた別途記載してございますので詳細は割愛いたします。
1:19:43	次が 13 ページ目になりますが、どのぐらいあってこちらのほうで代替スプレイ冷却系の多様性等をすべてまとめて記載しているということになってございます。
1:19:54	十勝の箇所は 64 条 48 番の部分で、こちらも先ほど説明した通り、
1:20:01	あと直流電源で駆動する電動弁でございますのでそちらに関する部分が差異となっております。
1:20:09	続いて 64 条 49 番、こちらのポンプ水源の設置場所は異なるということで、設計の差異として赤字としてございます。
1:20:19	続いて 14 番。
1:20:21	14 ページ目で 64 条 50 番の基本設計方針となりますが、この中では、復水貯蔵タンクが特売ということでポンプ等と別途、その場所に設置されているということで文章を分けて記載してございまして、どっかちょっととる部分については、設置場所の相違となっております。
1:20:42	続きまして 15 ページ目になります。
1:20:45	15 ページ目の赤字となっているので、64 条 53 番は東海第 2 は超過津波を考慮した。
1:20:52	水源ポンプ構成となっているということで差異となっております。
1:20:57	64 条 54 番の基本設計方針、こちらもポンプ等の設置場所の相違ということで赤字としてございます。
1:21:07	続きまして 16 ページ目、16 ページ目は記載方針との相違のみとなっておりますので、詳細は割愛いたします。
1:21:16	続いて 17 ページ目になります。
1:21:20	うちの 7 ページ目は残留熱除去系の格納容器スプレイ冷却モードに関する部分で、こちらは、

1:21:28	そう。
1:21:29	次名称モード名称、表現の相違のみとなっておりますので詳細は割愛いたします。
1:21:37	18 ページ目になりますが、赤字となっている部分が 64 条十八番へと東海第 2 は、常設の緊急用海水系、女川は可搬型の原子炉補機代替冷却水系を使用するということで、設計の差異となっております。
1:21:56	続きまして 19 ページ目になりますと、こちらは残留熱除去系のサプレッションプール水冷却モードに関する設計方針にますが、
1:22:06	19 ページ目につきましては表現との差異のみとなっておりますので詳細は割愛いたします。
1:22:13	20 ページ。
1:22:15	目につきましては先ほどと同様に使用する冷却水系は常設か可搬かで異なりということで赤字としてございます。
1:22:24	続いて 21 ページ目になります。
1:22:27	こちらは補機駆動用燃料設備の基本設計方針になりますが、こちらも先ほど説明の通り配備している可搬型燃料使用する可搬型設備等燃料貯蔵設備の相違の部分が赤字となっておりますので詳細は割愛いたします。
1:22:44	22 ページになりますが、こちらの非常用取水設備の基本設計方針で赤字となっている部分は東海第 2 が新設の出資設備を使用してナガオは既設の取水設備を使用するということで、設計となっております。
1:23:02	説明は以上となります。
1:23:07	はい。御説明の方ありがとうございました。それでは、何かコメント等ありますでしょうか。
1:23:25	規制庁ミヤモトです。5 ページの初めのところの記載ぶりなんですけど。
1:23:32	3.2. 3-原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の説明が書かれてるんですけど。
1:23:38	これちょっと要は読んでみるとですね、例えばカジノウェイなんか特にそうなんですけど。
1:23:45	並びに放射性物質の温度を低下させる食べ並びに炉心の一時損傷が発生した場合においてってことで、これちょっと盆として少しこう整理する必要があるんじゃないかと思ってます
1:24:01	先行と合わせるのであれば、当然
1:24:04	先行で書いてあるまたっていうところがあると思うんですけど。

1:24:10	炉心の損傷炉心の著しい損傷が発生した場合においてのは書き出しのところに、また会計やっぱりここで文章切った上で、後ろは及びで並べる並行にかからないと。
1:24:27	並びにが一二つ並んでいて、
1:24:33	結局どこでまとめているのかがわからないので、
1:24:37	全員不安は炉心のロシア炉心の著しい損傷を防止するためのところの
1:24:44	記載でまたっていうのを入れた上でうち炉心の著しい損傷が発生した場合においてっていうところを、
1:24:52	並べて書かないと今の記載ぶりだと、少しちょっと、
1:24:56	最終的に何と何が回ってんまつがまとまってるかわからないと思うんですけど、いかがですか。
1:25:09	はい、東北電力のオクでございます。当御指摘の通り、確か省庁読みづらい箇所があったかなと思いますので、先行の記載も踏まえまして、一度整理して文章を修正させていただきます。以上です。
1:25:24	規制庁三輪ですよろしく申し上げます。以上です。
1:25:38	すみません、原子力規制庁の止野です。10 ページ目の 64 条の 13 の流路のところは流量はずっと全体を見直すっていう話は聞いてるんですけど、その上で確認なんですけど。
1:25:51	これドライウェルスプレイ管並びに法数。
1:25:56	で書いてあるんですけど、この工数っていうのは、要は取水用のホースとか、あと送水用のホース全部ひっくるめて大容量送水ポンプにつなげるほう数を言っているということよろしいんでしょうか。
1:26:12	はい、東北電力のオクです。当ご認識の通りでございます。
1:26:17	以上です。はい。わかりました。その上で確認なんですけど、女川の注水用ヘッダは書いてない理由って何かあるんですか。
1:26:40	少々お待ちください。
1:27:28	お待たせいたしましたと東北電力のオクでございますと、
1:27:32	注水用ヘッダにつきましては、要目表上、主配管扱いということにしてございましたので、
1:27:41	確か流路の文章の中で記載することも可能かなというところでございます。一方で前回ご指摘流量に関して御指摘受けました通りの系統で自明の流量につきましては先行でも特に書いていない。
1:27:57	要目表等で見えない部分についてのみ基本設計方針に記載する方向で今社内の方で調整中ございましたので、それを踏まえると、最終的に治水を下手は基本設計方針としては記載されず要目表のみ出てくるものに

1:28:12	あるのかなということで考えてございます。以上です。
1:28:16	はい、原子力規制庁の止野です。多分おっしゃる通りですねその種晶主配管の中の要目表の中に出てくる当該系統のものなので、ここで言うその流路として整理をしたときには消えてしまうというのは了解をしました。
1:28:32	まだ失敗確認ですけど、要目表上の主配管になると、要は注水用ヘッダはということでよろしいですね。
1:28:43	はい、東北電力の古瀬とその通りでございます。以上です。
1:28:48	はい、理解しました。ありがとうございます。
1:29:00	規制庁のトイレですけども、何でもかちょっと各系統備考欄の記載の相違のところを確認させていただければと思うんですけども、まず6ページのところの64条の4、66条の22のところなんですけれども、
1:29:19	ここ
1:29:22	非常用、
1:29:23	1行目から2行目のところですね非常用交流電源設備に加えてあってこれが先行プラントと比べて追記されてるって、
1:29:35	差異理由のところは非常用電源設備からの給電も可能であるため記載しているってあるんですけども、これはちょっと記載しようと
1:29:45	記載方針の相違で欄外のところの凡例を見ると括弧で実質的なそういうなしと書いてあるんですけどもこれは、
1:29:57	どうなんでしょ声統相違があるようにも思えるんですけど相違がないという。
1:30:03	実質的な相違がないっていうところの御説明をちょっといただければと思うんですけども、お願いします。
1:30:26	補正少々お待ちください。
1:31:08	お待たせいたしました等クリニックのオクでございますが、こちらを
1:31:14	柏崎のほうでは非常用ディーゼル発電設備に加えてということで、同じく女川と同様に、
1:31:21	非常用電源からの給電というのも書いていたっていうところで、一方で、一つ東海第2のほうちょっと先行の設備であるので詳細は、
1:31:30	わかりかねる部分がございますが、
1:31:33	潜航とも箇所づけのほうと大きな差異はないということで、まあ火事ではなく緑字で今回整理させていただきましてということでございます。以上です。
1:31:44	規制庁のドイですけども理解しましてありがとうございます。ちょっと今までずっとこの辺の記載がの東海第2との比較で柏崎のほうとあまり比較してなかったところがあったので、ちょっとそれに引っ張られたようなコメントだったんですけども柏崎と比べて、

1:32:00	同じような
1:32:04	設備であるということで理解いたしました。
1:32:13	規制庁のドイすいませんもう1点17ページなんですけれどもこれもえっと同じような感じかと思うんですけれども、メーターの時64条の17のところですね。中側に記載方針の相違ということで女川2号ではサポート系の故障想定し、
1:32:32	するため記載しているってということで、今女川2号のほうが先行と比べて、想定するものを追加しているような形かと思うんですけれども、これも実質的な相違がなしというふうに記載方針の
1:32:49	層位としてるところのちょっと説明をいただき、種いただければと思うんですけれども、お願いいたします。
1:33:09	はい、江藤クリニックのオクでございます。こちらマツダの記載としては女川では設置許可の評価の方向についての評価に合わせて、
1:33:18	原子炉補機冷却水系サポート系の故障というものも記載しておりまして、この後ろのほうの18ページ目の64条十八番。
1:33:29	その中で、女川では、
1:33:32	原子炉補機代替冷却水系からの供給というところで、サポート系冷却水系喪失値。
1:33:39	その場合にはこのようなものを使いますということで書いてございまして、東海第2も同様に残留熱除去系海水系が使えなくなったときでも緊急海水系から冷却水を供給するというところで、
1:33:54	同様の
1:33:56	同等の規制があったということもございますので、
1:34:00	64条17番のほうでは、
1:34:03	記載方針の相違というところで、緑字で整理したということでございます。以上です。
1:34:11	規制庁の土井です。わかりへと理解いたしました別のところにこの想定についての記載が先行部でもあるのでどう等々、記載方針の相違というふうに整理したということ。
1:34:26	理解しました。以上です。
1:34:37	それでは次に3③の資料のほうの御説明をお願いいたします。
1:34:50	塑性少々お待ちください。
1:34:55	すみません。それでは三番の
1:34:57	65条の基本設計方針の御説明をさせていただきます。
1:35:05	2ページ目になりますが、
1:35:09	こちら原子炉を冷却、

1:35:11	系統施設の基本設計方針となりまして、今までと。
1:35:16	同様に、
1:35:17	2、
1:35:19	復水系の設計の差異としては、
1:35:22	設備で先行と相違があるというところで赤字としてございます。
1:35:27	3 ページ目になりますが、
1:35:29	こちらでも可搬型常設型ということで先行と設計の際にかかる部分で赤字となっている箇所と女川でホース延長回収車を使用するというところで設計の差異としてございます。
1:35:42	また、波食時のほうでは 7.2. 3 として、多様性等を記載してございますが、このままでは代替再循環例決定に関する対応性等ということで、原子炉補機代替冷却水系の部分では、今回記載しておらず、
1:35:58	現在、代替循環冷却系の相の中において、記載してございますので、記載値が相違しているという整理としてございます。
1:36:07	続きまして 4 ページ目になります。
1:36:10	と 4 ページ目は放射線管理施設の基本設計方針なりまして、こちらでも 63 条のフィルタベント系と同様の差異となります。
1:36:20	債となっており、
1:36:22	赤字となっている箇所につきましてはフィルタ装置の設置箇所の違いというところで、設計の設計の差異としてございます。
1:36:31	続きまして 5 ページ目で原子炉格納施設の基本設計方針で 5 ページ目につきましては先ほどと同様に、真空破壊装置が格納容器の形式のスパンの相違というところで赤字としてございます。
1:36:47	続きまして 6 ページ目。
1:36:50	なりますと 6 ページ目を代替循環冷却系の基本設計方針となりますが、
1:36:55	赤字となっている箇所につきましては、こちら代替循環冷却系の設計、違う方向の相違というところで、女川ではすぐ代替循環冷却系からスプレーした水が格納容器下部にたまって、
1:37:11	残存熔融炉心の冷却に期待できるというところで、設計の差異となつてございましたので、その部分が赤字となつてございます。
1:37:21	65 条の 2 番につきましては、こちらの赤字の箇所については、まず青文字で②番と場所へとすると海外のほうで記載している部分になるんですが、この差異がまずは原子炉格納容器の構造の差異によって、
1:37:36	代替循環冷却系に関する多重性等の設計方針が異なるというところの差異があるのと、

1:37:44	お持ちの③番の部分の差になりますが、運用の相違というところで、残留熱除去系、あと、代替循環冷却系の使用方法とチェックする方法が、
1:37:58	女川と柏崎女川と東海第2で差異があるというところで、ちょっと赤字で記載してございます。
1:38:06	またお持ち4番の際になりますが、
1:38:09	こちらは最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備を長雄可搬型設備。
1:38:16	原子炉補機代替冷却水系ともともとある既設の原子炉補機冷却水系を使用するということと、東海第2は、常設の
1:38:26	残留熱除去系海水系を新設する緊急解析を使用するというところで差異があるというところで示してございます。
1:38:36	続きまして7ページ目になります。7ページ目につきましては65条6番の基本設計をするんですが、
1:38:44	こちらはまず流量の相違ということで、女川では、原子炉への注水に使用する際は、残留熱除去系のみをして経由するというところで、先行である等々というのは記載してございません。
1:38:59	また冷却水冷却器につきましては、先ほどご説明の通り、
1:39:05	使用する冷却水系が異なりというところで赤字で示してございます。
1:39:11	また65条の7番の文章につきまして、
1:39:14	こちらを代替循環冷却系を先ほどの通り、
1:39:19	溶融炉心の冷却に女川では期待しているというところで、9時の記載ということで赤字で示してございます。
1:39:29	続きまして8ページ目になります。
1:39:32	65条8番の基本設計方針で、女川ではMCCIの有効性評価において交流へ常用で交流電源の記載で期待しているため、こちらの電源からの給電不能記載してございます。
1:39:48	また続いて、ブロック9ページ目になりますが、
1:39:53	65条、39万本設計方針では原子炉格納容器
1:39:59	多重性等の部分で原子炉格納容器フィルタベント系に給電する電源が異なるというところで赤字で示してございます。
1:40:09	65条40番につきましてもこちら使用する補機冷却水系の相違というところで赤字で示してございます。
1:40:17	65兆41番、
1:40:20	基本設計方針、こちらは各設備の設置場所が異なるというところで赤字で示してございます。

1:40:29	続きまして 10 ページ目ですがこちらは名称の相違のみとなっておりますので詳細は割愛いたします。
1:40:35	続きまして 11 ページ目で可搬型窒素ガス供給系の基本設計方針となりますが、こちら名称等の相違のみとなっておりますので、詳細は割愛いたします。
1:40:48	続いて 12 ページ目で、フィルタベント系の基本設計方針となりますが、こちらの 63 条で説明した通りで 12 ページ目につきましては、系統設計流量の相違とフィルタ装置の設置個数の相違赤字となっております。
1:41:07	13 ページ目になりますが、こちらは設備名称、やっぱり表現の相違のみとなっておりますので詳細は割愛いたします。
1:41:17	14 ページ目も同様に名称との相違のみでございます。
1:41:22	15 ページ目、こちらはもう電源フィルタベント系の給電する電源の相違。
1:41:28	これとなっている箇所と、
1:41:30	し、
1:41:32	ベント後のスクラバ溶液の移送方法について女川では、
1:41:36	自重で落下してポンプを使用しないというところで、設計の差異としてございます。
1:41:43	また 15 ページ目から 16 ページ目にかけての文章、こちら、
1:41:48	女川と東海第 2 で、一方考慮した水源構成となっているかどうかというところで、水位計の校正の差異ということで赤字としてございます。
1:42:00	56 ページ目の一番下の 65 条 28 番の文章、こちら、
1:42:07	遠隔手動弁操作設備を操作する場所の遮へい
1:42:12	この設計の差異ということが赤字としてございます。
1:42:16	57 ページ目となりますが、こちら、ホース延長回収車を 7 は、使用するということではやっぱりとしてございます。
1:42:25	次のページまたあと、(2)番として多重性等の設計方針こちらから記載ございますが、
1:42:32	65 条 39 番、一番下の文章で赤字となっている箇所は、フィルタベント系に 9 名する電源の相違による赤字となっております。
1:42:45	続いて 18 ページ目。
1:42:48	で、65 兆 41 番の基本設計方針で果たして待てる箇所は、こちら各設備の設置場所が異なるというところで、設計の差異として示してございます。
1:43:01	続きまして 19 ページ目になりますと、非常用電源設備の今日設計方針でございますが、

1:43:08	65 丁 25 番の文章、こちらは可搬型窒素ガス供給系の電源の構成の相違というところで赤字で示している部分と、
1:43:19	65 条 26 番、こちらで経営の貯蔵設備が異なるというところで辺りで示してございます。
1:43:29	続いて 20 ページ目となりますが、車も補機駆動用燃料設備の基本設計方針で
1:43:35	配備している可搬型設備と燃料貯蔵設備の相違というところで赤字で示してございます。
1:43:44	続いて 21 ページ目で非常用取水設備の基本設計方針になりますが、
1:43:49	こちらで女川では、東海第 2 では新設する姿勢の取水設備を使用した場合は既設部分を使用するというところで、設計の差異として示してございます。
1:44:02	65 条につきましては以上となります。
1:44:05	。
1:44:06	はい。御説明ありがとうございました。それでは
1:44:12	何かコメント等ありましたらよろしく申し上げます。
1:44:33	規制庁ミナカワですすいません 1 点だけすごい細かな話なんですけど。
1:44:40	6 ページ G2。
1:44:45	65 条の 2 ですかね、系統構成のが書かれて、
1:44:52	その 1 パラの 3 行目なんですけど、代替循環冷却系は残留熱除去系統を経由して注水スプレーする予定。
1:45:04	この等価何を表しているのかなってところと一方層の 7 ページ。
1:45:13	65 条の 6-66 条の 65 の上のところの
1:45:20	P1 パラ目のなお書きのところは、代替循環冷却系は、
1:45:27	残留熱除去系配管を経由して注水することであって、すいません、その
1:45:37	値がもう教えてもらっていいですか。
1:45:44	東北電力の販売です。
1:45:47	ですね、60 構造の 2 のほうにつけて入れた理由といたしましては、
1:45:53	こちらは代替循環ポンプを使いまして、炉注とスプレーも当時運用について記載してございまして、その際は、RHRS の配管と補給水系の配管を使用いたしますので、ちょっと記載してございます。
1:46:08	一方で、65 条の 6 とかにつきましては、こちら土中単独になりますので、その体が補給水系配管を使用せずに RHR 配管のみとなりますので等の記載は西武使い分けをしてございます回答は以上となります。
1:46:28	規制庁見逃さわかりました。

1:46:36	65 条の 7 ページの一番下の 65 条の 7 番、これはスプレイ単独食うをしてると思うんですけど。
1:46:44	スプレイ単独とか炉注単独とかっていうときは補給水系の配管は経由しないで、
1:46:53	炉注とスプレイを同時に注水スプレイするときには、補給水系の配管も使うので、
1:47:02	6 ページには等がついてるっていう、そういう理解でいいですかね。
1:47:08	はい、東北電力のハンダです。ミナカワさんの御理解の通りです。
1:47:12	あわかりましたありがとうございます。
1:47:21	原子力規制庁の宮本です。6 ページのところのこれ先行が施工上の当然先ほど言った条文と同じなんですけどこれ代替循環冷却系の説明の一番初めの 65 条の 1 のところでカー
1:47:38	字で追記されてるんですけど。
1:47:42	これは結局並びに経営追加されてるんですけど。
1:47:51	これ条文を多分 65 条と 66 条達したので、ダブってるところを消さないでそのまま残してるんだと思うんですけど。
1:48:00	炉心の著しい損傷が発生した場合においてっていうのが初めてんで。
1:48:05	切られて下に全部かかっているのかなと思ったんですけど、並びに以降にもう 1 回炉心の一時発生した場合においてっていうのが出てきてて、
1:48:14	情報不適合情報を出すときに少し整理したほうがいいんじゃないかなと思うんです潜航とかは少し上部をいじってですね、炉心の著しい損傷が発生した場合にっていう表現に少し書いてるので。
1:48:31	若干読みやすいところあるんですけど。
1:48:34	女川の場合は全く同じ条件の炉心損傷炉心の著しい損傷に至る発生した場合においてっていうところを、
1:48:44	書いてるにもかかわらず並びにも同じのが出てくるって並びに以降も同じのが出てくるっていうので、ここは少し整理された方がいいんじゃないですか。
1:48:58	はい、遠くへ力のオクでございます。当御指摘を踏まえまして選考でも確かに記載書いているところ等もございましたので、そちらも先行の記載を参考にいたしましてもちょっと読みやすい文章に修正いたします。以上です。
1:49:13	規制庁微妙ですけど、7 ページにいて先ほどちょっと皆川の指摘のところのお話なんですけど、中身のいうより高度なを書いている意味っていうのをどういうふうな判断にこれらを書かれてますかね。
1:49:31	遠くに行くのオクでございますが、こちらはさっ系と 6 ページ目であるRPVの注水とPCVのスプレイ度準用

1:49:41	また違う使い方という意味合いもあってちょっと別途
1:49:46	接続書をつけたものでございました。以上です。
1:49:54	規制庁ミヤモトですけれども、これ役所文書で申し訳ないんだけどなおっているのはあまり使うべきではそういう意味であれば使うべきではないのかなってなおっているのはあくまでも基準適合上必要。
1:50:09	必要十分なんだけどそれでもプラスアルファーとして使う場合になおっている表現を使うので、ここで直って入れちゃうとその下のまたっというのも含めて、これが基準に適合上必要なのか必要じゃないのかがちょっとぼやけてしまうので、そういう意味であればコーナーをとったほうがいいかなと思いますけど。
1:50:31	東プレ東北電力の区別承知いたしましたへと記載を修正させていただきます。以上です。
1:50:51	はい。それでは次の資料ですね④の資料の御説明をお願いいたします。
1:51:01	はい。
1:51:02	はい、遠くに行くのオクでございます。4番の資料といたしまして66条の基本設計方針の御説明をさせていただきます。
1:51:11	2ページ目で、原子炉補機代替冷却水系こちらも先ほどと同様に
1:51:19	女川と東海で可搬常設でこち伸びというところで差異がございます。
1:51:25	続きまして3ページ目になりますが、
1:51:28	こちらも可搬型常設型というところで、先行と設備の構成が異なるというところと、このままではホース延長回収車を使用するというところで差異がございます。
1:51:40	続きまして4ページ目ですが、原子炉格納施設の基本設計方針。
1:51:46	66条、6番等の文章をこちらは先ほどと同様に、真空破壊弁の個数がやっぱり格納容器の型式の相違による差異となっております。
1:51:58	続きまして5ページ目ですと5ページ目は、原子炉格納容器下部注水系の基本設計方針となります設計の差異となっている部分につきまして、まずA側では、
1:52:12	と可搬型設備を使用する可搬型設備による事前水張というのに時間がないというところも踏まえまして、
1:52:20	格納容器下部注水系の常設の代替循環冷却ポンプを使用した。
1:52:25	中性子設備を設置することで、常設の部分で多様性を図った設計としている部分がございます。
1:52:32	また東海第2のほうでは溶融炉心の落下に備えて、

1:52:37	Vessel底部の構造の変更を行って水を確保できるような設計としている汐入炉心の冠水対策を行うという設計変更を行ってございましたのでそちらはまた設計の差異として示してございます。
1:52:52	またコリウムシールドにつきましては、女川では自主対策設備という整理となつてございまして、基本設計方針で自主対策設備脇へ記載しないというメールとしてございますのでこちら記載していないという状況になります。
1:53:08	また 66 条の 2 番の基本設計方針につきましては、こちらは福浦までは既設設備、東海第 2 は新設設備を使うというところで設計の差異としてございます。
1:53:21	続いて 6 ページ目になりますが、66 条 13 番の部分で、女川では系統構成に直流電源で駆動する弁を設置してございますので、赤字で示してございます。
1:53:35	あと 6 ページ目の下の部分の文書につきましては、コリウムシールドは自主対策というところで記載してございません。
1:53:45	続きまして 7 ページ目になりますが、7 ページ目は、代替循環冷却ポンプによる下部注水系の設計方針でございます。こちら女川特有の設備系となつてございますので赤字で示してございます。
1:54:03	続きまして 8 ページ目。
1:54:05	になりまして、注水系の可搬型の許容設計方針となりますが、
1:54:11	おかしくなっている部分につきましては、東海第 2 はエポを考慮した水源ポンプ、恒設なっている部分、
1:54:19	差異がございましたので記載した。
1:54:21	設計の差異としてございます。
1:54:24	また東海第 2 のほうでは、
1:54:27	あらかじめ十分水位を確保するというのは記載ございますが、女川では、可搬型では、事前水張はできないということで、そちらを記載していないので、採決してございます。
1:54:40	続きまして 9 ページ目になりますが、9 ページ目、まず赤字のところとして 66 条 16 番。
1:54:49	じゃあホース延長回収車の中では使用するというところで赤字で示してございます。
1:54:54	また、下の一番下の文章につきましては、コリウムシールドは自主対策という整理としてございますので記載してございません。
1:55:04	続いて 10 ページ目多様性多重性等の設計方針となりますが、
1:55:10	66 条 71 番の
1:55:13	基本設計方針につきましては、

1:55:16	女川ではフレキカ格納容器代替スプレイ冷却系
1:55:22	よりヘスプレイ水が格納容器確認抽出へ流入して溶融炉心の冷却に使えるということがございますので、そちらの対処設備として取り扱っていることから、
1:55:33	こちらの部分は設計の差異として赤字となっております。
1:55:37	また 66 条 72 番とまたその次の文章 73 番の文章につきましては、女川
1:55:44	海へ
1:55:46	代替循環冷却ポンプを使用した下部注水系ございますので、こちらは設計の差異として示してございます。
1:55:55	続いて 11 ページ目の 66 条 74 番の設計方針につきまして、
1:56:01	こちらも
1:56:03	同様に代替循環冷却ポンプを使用した注水系を女川では整理していることから、
1:56:09	あった時の赤字で記載してございます。
1:56:14	続きまして 12 ページ目となります。
1:56:18	66 条の 75 番の基本設計方針につきましてこちらでも代替循環冷却ポンプによる注水の部分がサイトしてございます。
1:56:27	66 条 76 番の基本設計方針。
1:56:31	ですから、こちらはポンプの各設備の設置場所が異なる部分で赤字として整理してございます。
1:56:40	続きまして 13 ページ目になりますが、こちらも同様に、
1:56:46	格納容器下部に格納容器代替スプレイ冷却系溶融炉心の冷却対応設備として女川を整理している部分と、代替循環冷却ポンプによる下部注水の女川での差異として整理してございます。
1:57:04	続きまして 14 ページ目となりますが、
1:57:08	こちらがこちらから原子炉格納容器代替スプレイ冷却系に関する基本設計方針でございますが、
1:57:15	すでに御説明の通り、女川と見てこちら、
1:57:20	66 条対象としてございますので、
1:57:22	赤字としてございまして、こちらが 18 ページ目、18 ページまででございますので、
1:57:28	添 19 ページまで
1:57:31	こういうような先般のサイトしてございます。
1:57:36	19 ページ目に飛んでいただきますが、
1:57:41	19 ページ目からは、代替循環冷却系の設計方針になります。
1:57:46	こちら先ほどの 65 条において説明した。はい。

1:57:50	なっておりますので、詳細は割愛いたします。
1:57:56	20 ページも同様に
1:57:59	65 条と同等というような差異となりますので詳細は割愛いたします。
1:58:04	21 ページ目につきましては、代替循環冷決定の 66 条としての多重性こう整理してございます。
1:58:13	こちら女川オリジナルの設計の部分となりますので、22 ページまでという答えましたので、
1:58:20	詳細は割愛いたします。
1:58:24	23 ページ目にといいまして、
1:58:27	23 ページ目が高压代替注水系の設計方針になります。
1:58:34	こちら赤字となっている部分につきましては、高压代替注水系の水源の相違を給電する電源の相違というところで赤字で示してございます。
1:58:46	続きまして 24 ページ目になりますが、低压代替注水系、
1:58:51	常設 2 本設計方針となりますが、
1:58:55	こちら、
1:58:57	意見の相違と、
1:58:59	と系統構成に必要な弁までは直流弁を設置しているというところで火災としてございます。
1:59:08	続きまして 25 ページ目で、低压代替注水系可搬型の基本設計方針となりますが、
1:59:15	こちら媒体のほうは、
1:59:18	やっぱり考慮した水源ポンプ構成としているというところで、赤字のサイトしてございます。
1:59:27	続きまして 26 ページ目ですが、
1:59:30	こちら女川では、ホース延長回収車を使用するというところで赤字で示してございます。
1:59:38	続いて 27 ページ目ですが、ホウ酸水注入系、こちらは先行プラントと名称等の際の見積もってございますので紹介は割愛いたします。
1:59:49	28 ページ目で補機駆動用燃料設備、こちら今までの条件と同様に配備している設備の燃料貯蔵設備の相違というところで赤字で示してございます。
2:00:02	29 ページ目を経て非常用取水設備の仕様設計方針でございますが、こちら東海第 2 は、
2:00:09	止水設備を新設するというところで、設計の差異として赤字で示してございます。
2:00:15	説明は以上となります。

2:00:21	はい。御説明ありがとうございました。
2:00:24	それでは、何かコメント等ありましたらお願いいたします。
2:00:42	原子力規制庁の宮本です。13 ページの多様性及びシステムの独立性並びに位置的分散の説明のところ、
2:00:51	確認なんですけれど。
2:00:55	ここで記載されてるのおそらくですけど。
2:00:58	復水層ポンプをまとめて書いてる及びでつない復水移送ポンプに期待する系統及びで繋いでて並びの後に代替循環冷却系で期待するものを
2:01:12	改定訂並びにで可搬型をやっていると。
2:01:17	で、
2:01:19	寄付、これはあの方向何トンなじみを独立性を
2:01:23	有する設計としてるっていうところがよくわからなくて、
2:01:28	まとめているのは互いについていうのは二つのことが互いになんだけどここに書いてあるのはどれとどれを
2:01:34	結局独立性を有する設計としようとしてるところが、この記載だと少しわからないのかなと。あとそれ以降は常設と可搬がそれぞれ互いに独立性を有する設計とするっていう説明を書いてあるんですけど。
2:01:50	女川の場合は、これは何と何を互いに独立性を有する設計とするっていう記載するつもりだったでしょうか。
2:02:13	少々お待ちください。少々お待ちください。
2:02:35	ああいう東北電カトヨシマですけども
2:02:39	我々の意図といたしましては常設でもMWCポンプを使った対策等、代替循環ポンプを使った対策及び可搬型のポンプを使った対策それぞれ三つがですねと独立性を有するものに独立性を有すること。
2:02:56	いうことで考えておりましたが、若干記載がわかりづらい内容となっておりますので、ちょっと精査してですね。
2:03:06	サイトを考えております。
2:03:08	規制庁ミヤモトですけど、そうであるならばおそらくですけど、下部注水系常設復水槽ポンプ及びスプレイ冷却常設展において、点を打って原子炉格納容器下部注水系常設代替循環冷却及び代替循環冷一系、
2:03:27	及び営業可搬型でさ及びか並びにで可搬型でだ三つ並べて互いにじゃなくてそれぞれ重大事故対処設備として独立性を有する設計とするという記載に少し検討されたらどうかと思います。よろしく申し上げます。
2:03:47	東北電カトヨシマですとアドバイスありがとうございました。はい。

2:03:52	いただいたコメント等を反映しながら褶曲したいと思います。ありがとうございました。
2:03:58	あと 19 ページ。
2:04:01	これ先ほどちょっと書か部長の言いませんけども、なお、固結しといてください。
2:04:09	消してください。なおの記載で必要性を検討してください。
2:04:15	はい。特に陸のオクで承知いたしました。
2:04:37	規制庁のドイですけれども 1 点確認したいんですけれども、23 ページのところの 66 条-62 なんですけれども、
2:04:49	電源設備の設計なんですけれども、これはあれですかね常設代替交流電源設備、
2:05:01	漏えい等、可搬型代替交流電源設備へと所内常設蓄電式潮流でえっと直流電源設備この三つから正規の給電が可能でその中でその三つ目の所内常設蓄電式直流電源設備が
2:05:20	機能喪失した場合、
2:05:23	には
2:05:25	常設代替直流電源設備または可搬
2:05:29	と可搬型代替直流電源設備、この二つからの給電が可能になるというような
2:05:37	ことに読めるんですけれどもそういうような考え方でよろしいのでしょうか。
2:05:54	はい、東北電力の井川です。ご質問に対してはまず初めに、交流電源である常設代替交流電源設備と可搬型代替交流電源設備、
2:06:05	だからまず給電を期待しております、その中で所内常設蓄電式直流電源設備には充電器では、
2:06:14	設備としてあります。
2:06:16	なので、まず
2:06:18	でも、
2:06:19	常設代替交流電源設備あと考え方。
2:06:23	代替交流電源設備あと所内常設蓄電池式直流電源設備でまず給電を行うことで考えております。そこで所内常設蓄電式直流電源設備、
2:06:36	充電器と蓄電池がありまして、
2:06:42	70 蓄電池からの給電ができない場合、
2:06:46	は、その常設代替直流電源設備または可搬型代替直流電源設備から給電するっていう意味でここは記載しております。
2:06:55	説明は以上です。
2:07:03	はい。

2:07:06	理解いたしました頼まちよつと聞いた意図っていうのは先行プラントと人幾つかの電源設備ですねすべて並列にして書いてあってそれらの9電から得かえと給電が可能な設計って書いてあって
2:07:22	女川のもうちよつと詳細なんですね、ところまで書いてあったのでちよつとそこを御説明
2:07:31	いただいたというのが趣旨です
2:07:35	はい御説明のほうへの理解いたしました。
2:07:44	規制庁ミヤモトですけれども、27ページのホウ酸水注入系の説明のところを確認ですけども、
2:07:50	なお書きで書いてあるところなの、なおこの場合は低圧代替注水系括弧常設復水移送ポンプ、低圧代替注水系可搬型代替循環冷却及び高圧代替注水系のいずれかによって書いてあるんですけど。
2:08:06	ここに低圧代替注水系加工常設直流ポンプは入らないんでしょうか。
2:08:33	すいません少々お待ちください。
2:08:39	東北電力のハンダですが、
2:08:41	こちらにですね直流駆動ポンプを記載していない理由といたしましては直流駆動低圧注水ポンプにつきましては炉心損傷前に使用する設備を整理してございますので、この上部における炉心損傷後に、
2:08:58	使う、設備となつてございますので、炉心損傷前か後でっていうことで整理して直流駆動低圧注水ポンプにつきましては、記載してございません。
2:09:09	以上です。
2:09:14	規制庁ミナカワです一等を確認ですけどあれですよ。一応直流駆動ポンプは、
2:09:22	炉心損傷前のSAで。
2:09:26	炉心損傷後の、このときに使うのが自主になってますと、
2:09:32	その理由なんですけど、基本は、
2:09:36	直流駆動はTBP
2:09:39	有効性評価TBPで
2:09:42	つけたポンプで、
2:09:44	当SBOになっちゃったときに
2:09:50	現場で操作が必要な系統構成になってて、
2:09:53	炉心損傷後だと、現場に行けそうにもないので、
2:09:59	そこはその系統構成できる場合には、
2:10:02	使うので、炉心損傷を自主にしますっていう理解でよかったです。

2:10:08	東北電力のハンダです。ミナカワさんのおっしゃる通りでといった飲み込めもございまして、こちらでは記載していないというふうになってございます。
2:10:22	規制庁ミノ活用報告ありまして、ちょっと私から何点かというか、1点はちょっとお願いなんですけど。
2:10:30	66条の下部注水は多分
2:10:37	女川の場合だと
2:10:40	登場人物登場するポンプとか、
2:10:43	あとは流動をもうそれぞれのポンプでWとかで結構選考をよりも複雑になっているので、
2:10:55	今回
2:10:57	許可で携わってなくて工認からここ見てる方もいるので一度なんか軽く、
2:11:04	多分この基本設計方針だけじゃちょっとよくわかんないところがあるので、何かこういうポンプでやります。こういうルールを使います的な
2:11:15	概要を一度説明いただけるとありがたいなと思うんですけど、よろしいでしょうか。
2:11:34	東京電力のハンダです。格納施設の岩目標とカーを御説明させていただく機会に
2:11:42	先ほどのシステム更改等させていただきたいなと考えてございますが、それでよろしいでしょうか。
2:11:48	はい。
2:11:50	タイミングは1いずれでもいいですし、別に後任の資料を使わなくてもいいので。なんかわかりやすい資料で、
2:12:00	無許可のときにまとめるような資料とかでも構わないので、一度なんか、
2:12:06	ここは概要を説明してもらったほうが、頭に入りやすいかなというふうになっちゃうと思いますので、検討をお願いをしますというふうなこと。
2:12:20	あとすみませんちょっとこれ確認なんですけど。
2:12:26	11ページ。
2:12:30	-66条の74なんですけど。
2:12:38	ちょっと書きぶりは許可と同じなんで。すみませんちょっと共管とき気づかなかったんですけど。
2:12:46	今、
2:12:49	多分三つぐらいにこ66条の74番ところ三つぐらいで構成されてて、
2:12:55	最初の二つぐらいは連動弁交流と、
2:13:01	電動弁
2:13:03	電動弁交流の

2:13:05	対応性等独立性、
2:13:08	こう言っていて、最後の 5 行目ぐらいのところ、
2:13:14	電動弁直流の対応性を述べているんですけど、ここは終わりにしたっけ電動弁直流の独立性っていうのは言えないのでしたっけ。
2:13:24	という確認なんですけど。
2:13:47	少々お待ちください。
2:15:10	各電力の本田です。
2:15:12	えっとですね、こちらの独立性につきましては代替循環
2:15:18	を使用する際には使用しない弁となつてございまして、一方でその検証格納器下部注水系の村内ポンプですとかいろいろ送水ポンプを使った可搬型の注水につきましてはこちらが弁を使用することになってございまして、
2:15:36	そういった原子力下部注水系の珍しいポンプと配慮策。
2:15:42	ちょっとそれに対して代替循環
2:15:45	ポンプ。
2:15:46	独立性について、
2:15:48	記載することでちょっと社内検討させていただければなと思います。以上です。
2:15:56	規制庁ミナカワです。CAPEするっていうことがわかりましたのでちょっとすみませんやっぱりここを少し複雑なので、
2:16:06	複雑なのあれですね、
2:16:10	ちょっと文章だけをとっているとなかなかわからないところもあるので、次の検討をして使用あったと回答いただけるときには、
2:16:22	少し系統図とかなんかをういて説明いただけると。
2:16:27	ありがたいかなと思いますので、すみません、よろしくお願いします。
2:16:32	はい、承知いたしました。
2:16:39	規制庁ミヤモトですけど、少し言い忘れましたが、18 ページの 66 条ー80°、22 ページの 66 条と八条これ同じこと書いてあるんですけど、先ほど言った及びとかのつながりが同じように、
2:16:56	ちょっと乱雑になっているところで確認をよろしくお願いします。
2:17:05	はい、東北電力のプレス承知いたしました。
2:17:15	はい。それでは⑤番の資料のご説明の方をお願いいたします。
2:17:29	東北電力の渡辺と申します。それでは資料番号ということで、67 条の基本設計方針について説明させていただきます。
2:17:39	まず 2 ページからなんですけど。

2:17:42	こちら計測制御、施設の基本設計方針となっております、67 条の 3 のところに田地として記載しておりますが、こちら、東海の比較ということで、東海にあって、サンプリング方式の水素濃度監視設備の未設置、
2:18:00	しているということで設置する設備、設備構成の相違ということで記載しております。
2:18:06	その次の 67 条-28 と 67 条 29 についても同様に設備の相違として記載しているところです。
2:18:17	次ページ 3 ページにいていただきまして、
2:18:21	ここでも格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の構成としをまず使用について、
2:18:29	相違がありますので赤字で記載しているようなところでございます。
2:18:35	このページの下に下のところ 67 条-30 につきましてとか第 2 につきましては、サンプリング設備に冷却性は不要ということで記載がないということがそういうふうになっております。
2:18:48	次、4 ページ目にいていただきまして、
2:18:52	フィルタードベントでの水層、増えたベント系の貼り付ける内容の精査の計測のところですが、こちら設計のその相違ということで、検出器の設置場所及び仕様が相違しておりますので赤字で記載しております。
2:19:09	このページの下段について肩書きが耐圧強化ベント系の貼り付ける内の水素濃度の記載がありますが、女川については、耐圧強化ベントの記載 63 条不成立となっておりますのでこれは記載していない状況になっております。
2:19:25	次のページに行きまして、67 条-22 につきまして、こちら設備の設計の相違として
2:19:37	東海第 2 との採用赤字で記載しております。
2:19:42	その者 67 条の 2 事業につきましても設置する検出器及び電源構成の相違について記載しております。
2:19:51	その下、
2:19:53	柏崎のみ記載ある耐圧強化ベント系の御説明モニターの記載につきましても、女川については、この条文が説明しておらず、この条文では衛生設備と位置付けておらず、73 条の計測設備にて整理しております。
2:20:12	次ページめくっていただきまして 6 ページになります。
2:20:16	こちら放射性放射線管理施設の基本設計方針となっております、
2:20:24	下段のところですね、フィルタ装置の設置場所及び遮へい設計の相違ということで赤字で記載しております。
2:20:32	次に 7 ページに行きまして、格納施設の基本設計方針になります。下段に、

2:20:39	赤字がありまして、こちら真空破壊弁の設置個数及び格納容器の型式の違いということで、赤字で記載しております。
2:20:50	次に 8 ページに行きまして、こちらについてはすべて緑なので説明は割愛させていただきます。
2:20:59	次、9 ページにいていただきまして、柏崎雰囲気差異があるものになりまして、真寄のみ耐圧強化ベント系、こちらはこの条文で記載しており、お願いについては影響しておりません。
2:21:16	次のページ 1 ページも同様になります。11 ページに行きまして、こちらからフィルタベント系の基本方針の記載になっております。
2:21:26	真ん中辺に赤字がありまして、こちらフィルタベント系の系統設計流量破損しているというふうな記載になっております。その下、フィルタ装置を 3 台並列に設置というところが設計の相違となっております。
2:21:43	ページめくっていただきまして、12 ページになります。
2:21:47	こちらフィルターベント系の電動弁に給電する電源系の総意として赤字で記載しております。
2:21:55	次、13 ページでいただきまして、女川 2 号はと移送ポンプを使用しておりませんので、その差異となっております。
2:22:06	その下、東海第 2 は超過津波を考慮した設置になっておりますので、こちら、最後になっております。
2:22:15	その下、柏崎のみスクラバー水の
2:22:22	記載がありますが、女川については、排水する十分な量の薬液を保有することができるということで記載をしていない状況になっております。
2:22:33	その下、
2:22:35	ですが、こちらも弁の遠隔操作場所。
2:22:40	とあと遮へい設計の相違ということで赤字で記載しております。
2:22:45	次のページ 14 ページになりまして、こちらも前のページから続きとなっております。その人は 67020 こちらの流れについて法制上回収車を使用することで、赤字で記載しております。
2:23:00	次のページにいていただきまして 15 ページになります。
2:23:04	こちら設備の名称の相違のみとなっておりますので、説明は割愛いたします。
2:23:12	次、16 ページに行きまして、非常電源設備になってました強震となっております。こちらちっか考え方窒素ガス供給装置の発電設備は女川について同じ車両に搭載整備というふうな、そういうのあります。
2:23:29	その下、67 条の 7、こちら燃料設備の

2:23:35	記載の設備の相違ということで赤字で記載しております。
2:23:39	次のページ 17 ページいただきまして、こちらも
2:23:45	今まで説明してきた通りですけど、燃料貯蔵設備等がそうしておりますので、赤字で記載しているところであります。
2:23:58	この条文について説明は以上になります。
2:24:04	はい。御説明ありがとうございました。それではコメント等ありましたらお願いいたします。
2:24:18	規制庁のミナカワです。
2:24:23	4 ページなんですけど。うん。
2:24:31	ベントの排出経路に設置する水素濃度計の話なんですけど。
2:24:37	設置場所の考え方について許可時にも説明いただいているんですけど、ちょっともう1 回頭の整理をしたくてですね、
2:24:51	説明書のときでいいので。ベントの説明書なのか、水素濃度低減のところの説明書なのかあれですけど、説明書を説明していただく際がいいので。
2:25:06	ちょっとセンコー柏崎等等日当女川のその差異も踏まえて、その女川の設置場所の考え方っていうのをちょっともう1 回説明して欲しいなと思ってまして、
2:25:22	dというのも確か仮称さっきは入口フィルタベントの入口と、
2:25:29	出口につけて等には出口につけてアジア等には入口から導入口につけて、
2:25:37	女川出口につけてっていうことだと思んですけど、ここの基本設計方針の書き方、許可のときのそういうあるんですけど、排出経路の配管頂部2 っていうのがあったりなかったりするじゃないですか。そこは多分入口側につけたりとかで内側につけて、
2:25:57	やはりっていうところの差異で出てきていると思うんですけど。
2:26:03	ちょっとそこら辺の違い等、
2:26:06	もう説明をして欲しいなと思っていて、
2:26:09	その時にいやこの水素濃度計がどのタイミングでその必要になるのかとかベント使用時なのか、ベント停止後なのかとか、
2:26:19	っていうロッカーなど多分等日当
2:26:24	柏崎と女川だと。
2:26:26	窒素パージするときの場所とかも多分違っていたりすると思うので、ちょっとそこら辺の違いとかも含めて、
2:26:36	3 社比較で女川のこの出口側に水素濃度検出器を設置するっていうところの考え方を説明書の説明のときで構わないので、すいませんちょっともう一度説明をして欲しいなと思ってますので、よろしく申し上げます。
2:27:02	。

2:27:04	東北電力ミヤハラです。ご要望の件了解いたしました。説明させ、説明の中で、改めて整理した上で御説明いたします。以上です。
2:27:16	。
2:27:22	規制庁ミヤモトですけども、少しちょっと確認です 13 ページのところ、
2:27:28	ちょっと今までの中にも出てきたかもしれないんですけど。
2:27:33	黄色くなっている部分で現職建屋附属棟内として内容は特にコメントじゃないんですけども。
2:27:42	1 次隔離弁過去サプレッションチェンバ側っていう表現を入れているんですけど、これ所基本方針の中だと。
2:27:52	サプレッションチェンバベント用出口隔離弁のことを言ってるかちょっとわからないんですけど。
2:28:01	今日設計の中では、その弁の名前を交渉で書いてあるところもすたりここ緑一時隔離弁括弧S/C側って書いてあったりするように見受けられるんですけどその辺の統一感っていうのは、
2:28:18	取れているんでしょうか。
2:28:33	少々お待ちください。
2:28:51	お待たせいたしました東北電力の渡辺です。ご指摘の箇所を閉弁の記載方法についてちょっとばらつきがありましたのでちょっと一度確認させていただいて修正について検討させていただきます。以上です。
2:29:09	規制庁ミノですけどよろしくお願ひします特に全部同じ名前っていう意図ではなくてですねある程度統一した考えをもとに整理されてればそれはそれで構わないと思うので、その辺が書いたり書いてなかったりだけしないようにしていただければ。
2:29:28	特に全部合わせるという井戸ではないので、その辺を含めて検討していただければと思います。
2:29:38	東京電力の渡辺です。承知いたしました。
2:29:47	原子力規制庁の止野です。私からちょっと一つだけこれも別に基本設計方針の書き方というお願いなんですけど、2 ページ目の水素濃度計のところなんですけれども、今回新たに格納容器の中に設置する格納容器内水素濃度、
2:30:06	ドライウェルとサブチャンが二つありますけれども、
2:30:09	これについて、200 度 2Pd環境下できちんと
2:30:14	発揮できるっていうのはもちろんのことですね格納容器の中で、スプレイが降っている状態の被水の環境下でもきちんと性能が確認でき確保できるかどうかっていうことについては設計上の担保をとるのか、ちゃんと健全を確認しているというのか。

2:30:31	その辺りは改めて説明書の説明の際に整理し説明をしていただきたいと思います。以上です。
2:30:44	はい、東北電力ミヤハラですってご要望の方オク賜りましたので、改めて説明書の中で御説明いたします。以上です。
2:30:54	。
2:30:56	はい、よろしく申し上げます。
2:31:20	規制庁のドイですけれども1点ちょっと確認をしたいんですけれども、5ページ目のところの
2:31:29	口座へと67条-22のところですねええと放射線モニターの設置のところなんですけれども、
2:31:39	先行プラントとかだと高レンジと低レンジで分かれていて、
2:31:45	はい。
2:31:46	女川の方は高齢に
2:31:50	モニターを設けるということなんですけれどもこれは高レンジ用のもののみを設置するというようなことなんでしょうか。それとも両方に跨るようなものなのか、
2:32:05	説明書のところ、後日また何か別のところでその辺の詳細とか説明いただけるのであればそれでもいいんですけれども、もしちょっとえっと、
2:32:16	ご回答できればお願いいたします。
2:32:25	東北電力のオオトモです。
2:32:31	終端装置のモニターの件についてはまず等にさんのほうは人高線量は炉心損傷した場合のベント時の最大線量を測れるような計測範囲としておりまして、と低レンジは炉心損傷していない場合のベント時の計測範囲を
2:32:48	測定できるようなものを用意してございます。
2:32:51	女川の場合は、この条文の要求通り炉心損傷している状態での
2:32:58	最大線量を測れるように、
2:33:02	計測範囲を設けておりますのでそちらのそういった流れております。以上です。
2:33:09	規制庁のドイですけれども理解いたしましたありがとうございます。
2:33:18	原子力規制庁のミヤモトですけれども内容についてのコメントじゃないですかちょっと先ほど皆川から話あった系統ちょっとわかりやすくまとめていただきたいっていうこと、あとですねここでよく出てくる原子炉建屋のを配置配置で建家の考え方を
2:33:38	ちょっと教えていただきたい原子炉建屋原子炉棟、原子炉建屋附属棟の区切りが少しちょっとわかる資料が、設置許可でも見たんですけどあまりなくてで

	すね、おそらくこの柱 5 で境界があるのかなっていうのはわかりはするんですけど。
2:33:56	明確に原子炉建屋原子炉棟がこのエレベーションだとここですとかそういうのはちょっとわかる資料を少し用意していただいて位置的分散のところでも最終的に確認するときにその辺の確認ができるかなと思うので、
2:34:12	資料をあわせて用意していただければと思うんですけど。
2:34:29	少々お待ちください。
2:34:35	東北電力でございます。いろいろなコメントにつきましては、県処理建屋原子炉棟当直等々です、区別のはこれのものを御用意して改めて説明させていただきます。以上でございます。
2:34:48	オク
2:34:49	すみませんよろしくお願いします。
2:35:33	それでは以上なんですけれども、東北電力さんの方から何か追加で御説明とかありませんでしょうか。
2:35:47	東北電力トヨシマでございます。資料 1 の際にですね、ご質問いただきました真空破壊装置の他社との記載の点ですね等を回答差し上げたいと思いますのでよろしいでしょうか。
2:36:05	はい。よろしくお願いいたします。該当箇所資料 1 のですね 26 ページとなります。
2:36:14	3 ポツ 1 の真空破壊装置ですね統合質問といたしましてはD/Wの逆流及びドライウェルへの破損ということで、女川の記載が他社に比べてシンプルだけどいいとは同じかというような
2:36:30	ご質問と理解しましたが、結論から申しますと先行と同じですとD/W内が負圧になることによってですね、D/Wサプレッションチェンバのプール水が逆流すること、また、
2:36:46	それに加えて負圧になることでドライウェル自身が不圧で破損するということを防ぐために真空破壊装置を設けているという趣旨ですのでこちら先行と相違ないということを確認してございます。
2:37:01	。
2:37:11	ほか規制庁微妙ですが、今説明の内容は理解しました。あれですかね潜航もダイヤフロア及び原子炉圧力容器の基礎の破損っていうのは、
2:37:25	ドライウェル側の負圧
2:37:29	ホースを想定してダイヤフローもフロアが上に上がるって言い方は良くないですけど。
2:37:35	損傷するっていう意味でも圧力容器の気相の発想っていう意味だと。

2:37:44	サプレッション・チェンバ防護の圧力が号炉迷い上がるの想定しているように見えるんですけど、同じなんですけどね。
2:37:55	そういうダイヤフラム自体がですねちょっと先行の図面をちょっと見ましたけれどもS/C等ドライウエル側のまあまあ協会みたいな、
2:38:05	各圧力容器の基礎もですけどもそういう境界部となりますので結局そこで差圧が発生すると。
2:38:13	D/W側のほうで記載してございますダイヤフラムフロアですとか圧力容器外というところがうちで言うドライウエル側と同じような意味合いとして破損するリスクがあるというふうに
2:38:29	ことと理解しました。規制庁見ようと理解しましたあれですよ。ええと圧力容器の基礎は確かに大学炉ダイヤフラムフロアどう多分繋がっているなり、それがあってはいないんですけどおっしゃる通り、
2:38:46	圧力容器の基礎がダイヤフラムフロアにあるから、
2:38:51	同じ近辺にあるので、そういう意味だと同じ意味になるのかなという理解をしました。
2:39:05	はい、我々の理解も得とミヤモトさんの御理解の通りかと考えております。
2:39:12	あとその他当社からの補足等特に質問ございません。以上です。
2:39:26	はい。ありがとうございました。それでは市況の資料の59kAですねすべてTO WAで質疑等も終わりましたので、各試料の仮フィックスの書きですね、の農業費の方、
2:39:44	まとめをお願いいたします。
2:39:48	はい。
2:39:49	東北電力のミノでございます。本日五つの条文の基本設計方針、こちら説明させていただきます。すべて御条文につきましては、
2:40:01	検討事項ですとか、表現の見直し検討、そういったところのコメントをちょうだいしておりますので、今回トピックスはなしということですのですべての条文につきまして改めてまた別途御回答差し上げたいと思っております。以上でございます。
2:40:19	規制庁のドイ率どうもありがとうございました。それではこれでヒアリングのほうを終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。ありがとうございました。